

基本計画書

基本計画							
事項	記入欄						備考
計画の区分	医学部の収容定員変更						
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンヒロシマダイガク 国立大学法人広島大学						
フリガナ大学の名称	ヒロシマダイガク 広島大学 (Hiroshima University)						
大学本部の位置	広島県東広島市鏡山1丁目3番2号						
大学の目的	<p>「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(1) 平和を希求する精神 (2) 新たなる知の創造 (3) 豊かな人間性を培う教育 (4) 地域社会・国際社会との共存 (5) 絶えざる自己変革</p>						
新設学部等の目的	<p>地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成29年度で終了する医学部入学定員の暫定措置について、広島県の策定する地域医療再生計画に基づく卒業後一定期間の地域医療等の従事を条件とする奨学金を活用し、平成30年度から医学部医学科の再度の入学定員増（5名）を行うものである。</p>						
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
総合科学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	
総合科学科	4	120	-	480	学士(総合科学)	昭和49年度	広島県東広島市鏡山一丁目7番1号
国際共創学科	4	40	-	160	学士(総合科学)	平成30年4月	〃
文学部							
人文学科	4	130	3年次10	540	学士(文学)	平成9年度	広島県東広島市鏡山一丁目2番3号
教育学部							
第一類(学校教育系)	4	157	-	628	学士(教育学)	平成12年度	広島県東広島市鏡山一丁目1番1号
第二類(科学文化教育系)	4	82	-	328	〃	〃	〃
第三類(言語文化教育系)	4	73	-	292	〃	〃	〃
第四類(生涯活動教育系)	4	81	-	324	〃	〃	〃
第五類(人間形成基礎系)	4	52	-	208	学士(心理学)	〃	〃
法学部							
法学科(昼間コース)	4	140	3年次10	580	学士(法学)	平成7年度	広島県東広島市鏡山一丁目2番1号
法学科(夜間主コース)	4	30	3年次10	140	学士(法学)	〃	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号
経済学部							
経済学科(昼間コース)	4	150	3年次5	610	学士(経済学)	平成7年度	広島県東広島市鏡山一丁目2番1号
経済学科(夜間主コース)	4	45	3年次5	190	学士(経済学)	〃	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号
理学部							
数学科	4	47	3年次 10	188	学士(理学)	昭和24年度	広島県東広島市鏡山一丁目3番1号
物理学科	4	66		264	〃	平成29年度	〃
化学科	4	59		236	〃	昭和24年度	〃
生物科学科	4	34		136	〃	平成5年度	〃
地球惑星システム学科	4	24		96	〃	平成4年度	〃

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	-	-	-	-	-	-			
教	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
新	総合科学部 総合科学科		55 (55)	48 (48)	2 (2)	14 (14)	119 (119)	0 (0)	3 (3)
	総合科学部 国際共創学科		8 (8)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	3 (3)
	文学部 人文学科		36 (36)	18 (18)	0 (0)	3 (3)	57 (57)	0 (0)	13 (13)
	教育学部 第一類 (学校教育系)		22 (22)	14 (14)	2 (2)	1 (1)	39 (39)	0 (0)	50 (50)
	教育学部 第二類 (科学文化教育系)		21 (21)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	37 (37)	0 (0)	39 (39)
	教育学部 第三類 (言語文化教育系)		19 (19)	7 (7)	3 (3)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	30 (30)
	教育学部 第四類 (生涯活動教育系)		16 (16)	12 (12)	0 (0)	3 (3)	31 (31)	0 (0)	48 (48)
	教育学部 第五類 (人間形成基礎系)		18 (18)	12 (12)	1 (1)	3 (3)	34 (34)	0 (0)	43 (43)
	法学部 法学科		24 (24)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	30 (30)
	経済学部 経済学科		24 (24)	16 (16)	3 (3)	2 (2)	45 (45)	0 (0)	23 (23)
	理学部 数学科		13 (13)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	29 (29)	0 (0)	2 (2)
	理学部 物理学科		17 (17)	22 (22)	0 (0)	15 (15)	54 (54)	0 (0)	11 (11)
	理学部 化学科		14 (14)	9 (9)	0 (0)	15 (15)	38 (38)	0 (0)	4 (4)
	理学部 生物科学科		12 (12)	11 (11)	1 (1)	14 (14)	38 (38)	0 (0)	0 (0)
	理学部 地球惑星システム学科		4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	0 (0)	2 (2)
	医学部 医学科		48 (48)	34 (34)	50 (50)	68 (68)	200 (200)	0 (0)	117 (117)
	医学部 保健学科		21 (21)	1 (1)	11 (11)	16 (16)	49 (49)	0 (0)	68 (68)
	歯学部 歯学科		18 (18)	12 (12)	12 (12)	64 (64)	106 (106)	0 (0)	177 (177)
	歯学部 口腔健康科学科		6 (6)	3 (3)	3 (3)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	119 (119)
	薬学部 薬学科		10 (10)	7 (7)	0 (0)	8 (8)	25 (25)	0 (0)	17 (17)
	薬学部 薬科学科		4 (4)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	14 (14)
	工学部 第一類 (機械・輸送・材料・エネルギー系)		20 (20)	22 (22)	0 (0)	19 (19)	61 (61)	0 (0)	13 (13)
	工学部 第二類 (電気・電子・システム情報系)		13 (13)	15 (15)	0 (0)	12 (12)	40 (40)	0 (0)	8 (8)
	工学部 第三類 (応用化学・生物工学・化学工学系)		20 (20)	18 (18)	0 (0)	25 (25)	63 (63)	0 (0)	13 (13)
	工学部 第四類 (建設・環境系)		10 (10)	13 (13)	0 (0)	11 (11)	34 (34)	0 (0)	25 (25)
	生物生産学部 生物生産学科		30 (30)	24 (24)	4 (4)	8 (8)	66 (66)	0 (0)	9 (9)
	情報科学部 情報科学科		17 (17)	11 (11)	2 (2)	2 (2)	32 (32)	0 (0)	41 (41)
	教育本部		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	308 (308)
	総合科学研究科 総合科学専攻 (博士課程前期)		55 (55)	49 (49)	2 (2)	17 (17)	123 (123)	0 (0)	0 (0)
	総合科学専攻 (博士課程後期)		55 (55)	49 (49)	2 (2)	17 (17)	123 (123)	0 (0)	0 (0)
	文学研究科 人文学専攻 (博士課程前期)		37 (37)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	58 (58)	0 (0)	3 (3)
	人文学専攻 (博士課程後期)		37 (37)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	58 (58)	0 (0)	0 (0)
	教育学研究科 学習開発学専攻 (博士課程前期)		17 (17)	15 (15)	2 (2)	0 (0)	34 (34)	0 (0)	1 (1)

員

組

設
織

教科教育学専攻 (博士課程前期)	43 (43)	29 (29)	5 (5)	0 (0)	77 (77)	0 (0)	1 (1)
日本語教育学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
教育学専攻 (博士課程前期)	10 (10)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
心理学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	5 (5)	1 (1)	3 (3)	18 (18)	0 (0)	1 (1)
高等教育学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
教育学習科学専攻 (博士課程後期)	95 (95)	59 (59)	1 (1)	0 (0)	155 (155)	0 (0)	0 (0)
教職開発専攻 (専門職学位課程)	6 (6)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	11 (0)
社会科学研究科 法政システム専攻 (博士課程前期)	18 (18)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	1 (1)
法政システム専攻 (博士課程後期)	18 (18)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
社会経済システム専攻 (博士課程前期)	14 (14)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	25 (25)	0 (0)	5 (5)
社会経済システム専攻 (博士課程後期)	14 (14)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
マネジメント専攻 (博士課程前期)	8 (8)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	12 (12)
マネジメント専攻 (博士課程後期)	8 (8)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
理学研究科 数学専攻 (博士課程前期)	14 (14)	7 (7)	1 (1)	4 (4)	26 (26)	0 (0)	4 (4)
数学専攻 (博士課程後期)	14 (14)	7 (7)	1 (1)	4 (4)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
物理学専攻 (博士課程前期)	10 (10)	12 (12)	0 (0)	13 (13)	35 (35)	0 (0)	5 (5)
物理学専攻 (博士課程後期)	10 (10)	12 (12)	0 (0)	13 (13)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
化学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	6 (6)	0 (0)	10 (10)	25 (25)	0 (0)	3 (3)
化学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	6 (6)	0 (0)	10 (10)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
生物科学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	9 (9)	1 (1)	10 (10)	29 (29)	0 (0)	4 (4)
生物科学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	9 (9)	1 (1)	10 (10)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
地球惑星システム学専攻 (博士課程前期)	5 (5)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	7 (7)
地球惑星システム学専攻 (博士課程後期)	5 (5)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
数理分子生命理学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	9 (9)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	5 (5)
数理分子生命理学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	9 (9)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
先端物質科学研究科 量子物質科学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	12 (12)	0 (0)	6 (6)	27 (27)	0 (0)	2 (2)
量子物質科学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	12 (12)	0 (0)	6 (6)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
分子生命機能科学専攻 (博士課程前期)	7 (7)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	22 (22)	0 (0)	4 (4)
分子生命機能科学専攻 (博士課程後期)	7 (7)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	22 (22)	0 (0)	0 (0)
半導体集積科学専攻 (博士課程前期)	5 (5)	7 (7)	0 (1)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	16 (16)
半導体集積科学専攻 (博士課程後期)	5 (5)	7 (7)	0 (1)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
医歯薬保健学研究科 医歯薬学専攻 (博士課程)	77 (77)	48 (48)	22 (22)	127 (127)	274 (274)	2 (2)	30 (30)
口腔健康科学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	2 (2)
口腔健康科学専攻 (博士課程後期)	6 (6)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	0 (0)

の

概

薬科学専攻 (博士課程前期)	13 (13)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	35 (35)	0 (0)	8 (8)
薬科学専攻 (博士課程後期)	6 (6)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
保健学専攻 (博士課程前期)	21 (21)	1 (1)	11 (11)	16 (16)	49 (49)	0 (0)	25 (25)
保健学専攻 (博士課程後期)	21 (21)	1 (1)	11 (11)	16 (16)	49 (49)	0 (0)	0 (0)
医歯科学専攻 (修士課程)	33 (33)	11 (11)	11 (11)	52 (52)	107 (107)	0 (0)	7 (7)
工学研究科 機械システム工学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
機械システム工学専攻 (博士課程後期)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
機械物理工学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	7 (7)	0 (0)	7 (7)	23 (23)	0 (0)	2 (2)
機械物理工学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	7 (7)	0 (0)	7 (7)	23 (23)	0 (0)	0 (0)
システムサイバネティクス専攻 (博士課程前期)	9 (9)	10 (10)	0 (0)	8 (8)	27 (27)	0 (0)	5 (5)
システムサイバネティクス専攻 (博士課程後期)	9 (9)	10 (10)	0 (0)	8 (8)	27 (27)	1 (1)	0 (0)
情報工学専攻 (博士課程前期)	9 (9)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	21 (21)	0 (0)	3 (3)
情報工学専攻 (博士課程後期)	9 (9)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
化学工学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	19 (19)	1 (1)	2 (2)
化学工学専攻 (博士課程後期)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	19 (19)	1 (1)	0 (0)
応用化学専攻 (博士課程前期)	8 (8)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	20 (20)	0 (0)	4 (4)
応用化学専攻 (博士課程後期)	8 (8)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	20 (20)	0 (0)	0 (0)
社会基盤環境工学専攻 (博士課程前期)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	7 (7)	18 (18)	0 (0)	2 (2)
社会基盤環境工学専攻 (博士課程後期)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	7 (7)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
輸送・環境システム専攻 (博士課程前期)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
輸送・環境システム専攻 (博士課程後期)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
建築学専攻 (博士課程前期)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	16 (16)	0 (0)	4 (4)
建築工学専攻 (博士課程後期)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
生物圏科学研究科 生物資源科学専攻 (博士課程前期)	13 (13)	15 (15)	0 (0)	6 (6)	34 (34)	0 (0)	0 (0)
生物資源科学専攻 (博士課程後期)	13 (13)	15 (15)	0 (0)	6 (6)	34 (34)	0 (0)	0 (0)
生物機能開発学専攻 (博士課程前期)	12 (12)	6 (6)	3 (3)	1 (1)	22 (22)	0 (0)	3 (3)
生物機能開発学専攻 (博士課程後期)	12 (12)	6 (6)	3 (3)	1 (1)	22 (22)	0 (0)	0 (0)
環境循環系制御学専攻 (博士課程前期)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	11 (11)
環境循環系制御学専攻 (博士課程後期)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
国際協力研究科 開発科学専攻 (博士課程前期)	11 (11)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	20 (20)	0 (0)	8 (8)
開発科学専攻 (博士課程後期)	11 (11)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	20 (20)	0 (0)	0 (0)
教育文化専攻 (博士課程前期)	4 (4)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
教育文化専攻 (博士課程後期)	4 (4)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	0 (0)

要	分	法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	13 (13)
		計	553 (553)	425 (425)	110 (110)	423 (423)	1511 (1511)	3 (3)	- (-)
	既設分	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計		553 (553)	425 (425)	110 (110)	423 (423)	1511 (1511)	3 (3)	- (-)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		516 人 (516)		731 人 (731)		1,247 人 (1,247)		
	技 術 職 員		1,075 (1,075)		454 (454)		1,529 (1,529)		
	図 書 館 専 門 職 員		26 (26)		0 (0)		26 (26)		
	そ の 他 の 職 員		1 (1)		364 (364)		365 (365)		
	計		1,618 (1,618)		1,549 (1,549)		3,167 (3,167)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	951,632 m ²	0 m ²		0 m ²		951,632 m ²		
	運 動 場 用 地	244,009 m ²	0 m ²		0 m ²		244,009 m ²		
	小 計	1,195,641 m ²	0 m ²		0 m ²		1,195,641 m ²		
	そ の 他	1,134,377 m ²	0 m ²		0 m ²		1,134,377 m ²		
	合 計	2,330,018 m ²	0 m ²		0 m ²		2,330,018 m ²		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
		514,567 m ² (514,567 m ²)	0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		514,567 m ² (514,567 m ²)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	204 室	325 室	1,374 室		23 室 (補助職員20人)		8 室 (補助職員3人)		
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			1,307 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	情報科学部	3,479,236 [1,317,307] (3,479,236 [1,317,307])	61,281 [25,400] (61,281 [25,400])	21,895 [20,184] (21,895 [20,184])	5,603 (5,603)	11,841 (11,841)	133 (133)		
	計	3,479,236 [1,317,307] (3,479,236 [1,317,307])	61,281 [25,400] (61,281 [25,400])	21,895 [20,184] (21,895 [20,184])	5,603 (5,603)	11,841 (11,841)	133 (133)		
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
		29,303 m ²		2,091		3,086,195			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		11,384 m ²		野球場, 陸上競技場, サッカー・ラグビー場 外					
経 費 の 見 積 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
大 学 の 名 称		広島大学							
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
総合科学部 総合科学科		年	人	年次人	人		倍		広島県東広島市鏡山一丁目7番1号
文学部 人文学科		4	130	-	520	学士(総合科学)	1.05 1.05	昭49	広島県東広島市鏡山一丁目2番3号

既設大学等の状況	心理学専攻 (博士課程)	前期2	19	—	38	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	1.10	平12		
	高等教育学専攻 (博士課程)	前期2	5	—	10	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	1.30	平28		
	教育学習科学専攻 (博士課程)	後期3	49	—	98	博士(教育学) 博士(心理学) 博士(学術)	1.28	平28		
	学習科学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	特別支援教育学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	科学文化教育学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	言語文化教育学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	生涯活動教育学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	高等教育開発専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(教育学) 修士(心理学) 修士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	学習開発専攻 (博士課程)	後期3	—	—	—	博士(教育学) 博士(心理学) 博士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	文化教育開発専攻 (博士課程)	後期3	—	—	—	博士(教育学) 博士(心理学) 博士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	教育人間科学専攻 (博士課程)	後期3	—	—	—	博士(教育学) 博士(心理学) 博士(学術)	—	平12	平成28年度から 学生募集停止	
	社会科学部									
	法政システム専攻 (博士課程)	前期2	24	—	48	修士(法学) 修士(学術)	0.91	平16	広島県東広島市鏡山一丁目2番1号	
		後期3	5	—	15	博士(法学) 博士(学術)	0.73	平16		
	社会経済システム専攻 (博士課程)	前期2	28	—	56	修士(経済学) 修士(学術)	0.76	平16	広島県東広島市鏡山一丁目2番1号	
		後期3	8	—	24	博士(経済学) 博士(学術)	0.20	平16		
	マネジメント専攻 (博士課程)	前期2	28	—	56	修士(マネジメント)	0.53	平12	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号	
		後期3	14	—	42	博士(マネジメント)	0.59	平12		
	理学部									
数学専攻 (博士課程)	前期2	22	—	44	修士(理学)	0.95	昭28	広島県東広島市鏡山一丁目3番1号		
	後期3	11	—	33	博士(理学)	0.39	昭28			
物理科学専攻 (博士課程)	前期2	30	—	60	修士(理学)	1.18	昭28			
	後期3	13	—	39	博士(理学)	0.63	昭28			
化学専攻 (博士課程)	前期2	23	—	46	修士(理学)	1.90	昭28			
	後期3	11	—	33	博士(理学)	0.57	昭28			
生物科学専攻 (博士課程)	前期2	24	—	48	修士(理学)	0.79	昭28			
	後期3	12	—	36	博士(理学)	0.19	昭28			
地球惑星システム学専攻 (博士課程)	前期2	10	—	20	修士(理学)	1.15	昭28			
	後期3	5	—	15	博士(理学)	0.60	昭28			
数理分子生命理学専攻 (博士課程)	前期2	23	—	46	修士(理学)	1.26	平11			
	後期3	11	—	33	博士(理学)	0.45	平11			
先端物質科学研究科										
量子物質科学専攻 (博士課程)	前期2	25	—	50	修士(理学) 修士(工学)	1.30	平10	広島県東広島市鏡山一丁目3番1号		

分子生命機能科学専攻 (博士課程)	後期3	12	—	36	修士(学術) 博士(理学) 博士(工学)	0.33	平10	
	前期2	24	—	48	修士(学術) 修士(理学) 修士(工学)	1.26	平10	
	後期3	11	—	33	博士(理学) 博士(工学)	0.36	平10	
	前期2	15	—	30	博士(学術) 修士(理学) 修士(工学)	1.23	平16	
半導体集積科学専攻 (博士課程)	後期3	7	—	21	修士(学術) 博士(理学) 博士(工学)	0.42	平16	
	前期2	15	—	30	修士(理学) 修士(工学)	1.23	平16	
	後期3	7	—	21	修士(学術) 博士(理学) 博士(工学)	0.42	平16	
医歯薬保健学研究科							広島県広島市南区霞一丁目2番3号	平成24年度から 学生募集停止
医歯薬学専攻 (博士課程)	4	97	—	291	博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学) 博士(学術)	1.12	平24	
口腔健康科学専攻 (博士課程)	前期2	12	—	24	修士(口腔健康科学)	1.33	平24	
	後期3	4	—	12	博士(口腔健康科学)	0.33	平24	
薬科学専攻 (博士課程)	前期2	18	—	36	修士(薬科学)	0.96	平24	
	後期3	3	—	9	博士(薬科学)	1.21	平24	
保健学専攻 (博士課程)	前期2	34	—	68	修士(看護学) 修士(保健学)	1.05	平24	
	後期3	15	—	45	博士(看護学) 博士(保健学)	1.59	平24	
医歯科学専攻 (修士課程)	2	12	—	24	修士(医科学) 修士(歯科学) 修士(学術) 修士(公衆衛生学)	0.83	平24	
保健学研究科							広島県広島市南区霞一丁目2番3号	
保健学専攻 (博士課程)	前期2	—	—	—	修士(看護学) 修士(保健学)	—	平14	
	後期3	—	—	—	博士(看護学) 博士(保健学)	—	平14	
工学研究科							広島県東広島市鏡山一丁目4番1号	平成24年度から 学生募集停止
機械システム工学専攻 (博士課程)	前期2	28	—	56	修士(工学)	1.30	平22	
	後期3	9	—	27	博士(工学)	0.59	平22	
機械物理工学専攻 (博士課程)	前期2	30	—	60	修士(工学)	1.83	平22	
	後期3	10	—	30	博士(工学)	0.80	平22	
システムサイバネティクス専攻 (博士課程)	前期2	34	—	68	修士(工学) 修士(学術)	1.43	平22	
	後期3	11	—	33	博士(工学) 博士(学術)	1.05	平22	
情報工学専攻 (博士課程)	前期2	37	—	74	修士(工学) 修士(学術)	1.21	平22	
	後期3	13	—	39	博士(工学) 博士(学術)	0.40	平22	
化学工学専攻 (博士課程)	前期2	24	—	48	修士(工学)	1.37	平22	
	後期3	8	—	24	博士(工学)	0.62	平22	
応用化学専攻 (博士課程)	前期2	26	—	52	修士(工学)	1.53	平22	
	後期3	9	—	27	博士(工学)	0.36	平22	
社会基盤環境工学専攻 (博士課程)	前期2	20	—	40	修士(工学)	1.42	平22	
	後期3	7	—	21	博士(工学)	1.13	平22	
輸送・環境システム専攻 (博士課程)	前期2	20	—	40	修士(工学)	1.45	平22	
	後期3	7	—	21	博士(工学)	0.66	平22	
建築学専攻 (博士課程)	前期2	21	—	42	修士(工学)	1.47	平22	
	後期3	7	—	21	博士(工学)	0.56	平22	
生物圏科学研究科							広島県東広島市鏡山一丁目4番4号	
生物資源科学専攻	前期2	30	—	60	修士(農学)	0.88	平18	

(博士課程)	後期3	12	—	36	修士(学術) 博士(農学)	0.99	平18	
生物機能開発学専攻 (博士課程)	前期2	24	—	48	修士(農学) 修士(学術)	1.87	平18	
	後期3	12	—	36	博士(農学) 博士(学術)	0.60	平18	
環境循環系制御学専攻 (博士課程)	前期2	19	—	38	修士(農学) 修士(学術)	0.81	平11	
	後期3	9	—	27	博士(農学) 博士(学術)	0.55	平11	
医歯薬学総合研究科 創生医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学) 博士(歯学) 博士(医薬学)	—	平14	広島県広島市南区霞一丁目2番3号 平成24年度から 学生募集停止
展開医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(医薬学)	—	平14	
口腔健康科学専攻	前期2 後期3	— —	— —	— —	修士(口腔健康科学) 博士(口腔健康科学)	— —	平21 平23	
国際協力研究科 開発科学専攻 (博士課程)	前期2	43	—	86	修士(学術) 修士(工学) 修士(農学) 修士(国際協力学)	1.19	平6	広島県東広島市鏡山一丁目5番1号
	後期3	22	—	66	博士(学術) 博士(工学) 博士(農学) 博士(国際協力学)	0.68	平6	
教育文化専攻 (博士課程)	前期2	28	—	56	修士(学術) 修士(教育学) 修士(国際協力学)	1.03	平7	
	後期3	14	—	42	博士(学術) 博士(教育学) 博士(国際協力学)	0.52	平7	
法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	3	20	—	76	法務博士(専門職)	0.52	平16	広島県広島市中区東千田町一丁目1番8号 平成27年度入学 定員減(△12人) 平成28年度入学 定員減(△16人)
附属施設の概要	<p>原爆放射線医科学研究所 目的：原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究 所在地：広島市南区霞1丁目2番3号 設置年月：昭和36年4月 規模等：土地(霞地区144,700㎡)，建物7,971㎡</p> <p>病院 目的：医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに，診療を通じて地域医療の向上に寄与すること 所在地：広島市南区霞1丁目2番3号 設置年月：昭和31年4月 規模等：土地(霞地区144,700㎡)，建物122,552㎡</p> <p>図書館 目的：図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を備え，これらの収集，整理及び提供を行うとともに，学術情報を提供すること 所在地：東広島市鏡山1丁目2番2号ほか 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡ほか)，建物29,584㎡</p> <p>薬学部附属薬用植物園 目的：薬用植物に関する研究 所在地：広島市南区霞1丁目2番3号 設置年月：昭和55年4月</p>							

<p>規模等：土地(霞地区144,700㎡), 建物298㎡</p> <p>生物生産学部附属練習船豊潮丸</p> <p>目的：乗船実習, 海洋調査等</p> <p>所在地：広島県呉市宝町7番4号</p> <p>設置年月：昭和53年10月</p> <p>規模等(基地)：土地2,675㎡, 建物840㎡</p>
<p>教育学研究科附属幼年教育研究施設</p> <p>目的：学際的・臨床的な観点からの幼年教育に関する理論的並びに実証的研究</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号</p> <p>設置年月：平成41年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物44,097㎡</p>
<p>教育学研究科附属教育実践総合センター</p> <p>目的：学校教育の内容・方法に関する基礎的・理論的研究及び実践的研究の推進</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号</p> <p>設置年月：昭和63年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物44,097㎡</p>
<p>教育学研究科附属特別支援教育実践センター</p> <p>目的：特別支援教育についての基礎的・実践的な研究や教材開発等</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号</p> <p>設置年月：平成7年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物44,097㎡</p>
<p>教育学研究科附属心理臨床教育研究センター</p> <p>目的：心理臨床に関わる教育研究</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号</p> <p>設置年月：平成14年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物44,097㎡</p>
<p>社会科学研究科附属地域経済システム研究センター</p> <p>目的：中国・四国地方を中心とした地域の産業経済、企業経営、行財政システム等に関する理論的・実証的な調査・研究</p> <p>所在地：広島市中区東千田町1丁目1番89号</p> <p>設置年月：平成元年5月</p> <p>規模等：土地(東千田地区18,470㎡), 建物3,163㎡</p>
<p>理学研究科附属臨海実験所</p> <p>目的：広い視野に立った海洋生物学の研究者の育成のための大学院教育等</p> <p>所在地：広島県尾道市向島町2445番地</p> <p>設置年月：昭和24年5月</p> <p>規模等：土地21,197㎡, 建物1,590㎡</p>
<p>理学研究科附属宮島自然植物実験所</p> <p>目的：国立公園宮島のすぐれた自然を利用した植物学の教育・研究</p> <p>所在地：廿日市市宮島町三ツ丸子山1156-2外</p> <p>設置年月：昭和49年4月</p> <p>規模等：土地102,076㎡, 建物578㎡</p>
<p>理学研究科附属植物遺伝子保管実験施設</p> <p>目的：生物科学研究材料の系統保存等</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目4番3号</p> <p>設置年月：昭和52年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物794㎡</p>
<p>理学研究科附属理学融合教育研究センター</p> <p>目的：理学研究科における専攻の枠を越えた融合領域の研究と教育の推進</p> <p>所在地：東広島市鏡山1丁目3番1号</p> <p>設置年月：平成19年4月</p> <p>規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物34,461㎡</p>
<p>医歯薬保健学研究科附属先駆的看護実践支援センター</p> <p>目的：看護環境の向上および地域の人々への良質の看護の提供への貢献</p> <p>所在地：広島市南区霞1丁目2番3号</p> <p>設置年月：平成18年6月</p> <p>規模等：土地(霞地区144,700㎡), 建物84,633㎡</p>
<p>医歯薬保健学研究科附属先駆的リハビリテーション実践支援センター</p> <p>目的：リハビリテーション環境の向上及び良質なリハビリテーションを地域に提供するための先駆的リハビリテーション実践能力を有するリハビリテーション従事者の養成並びに先駆的リハビリテーション実践を行うためのプロジェクト研究</p> <p>所在地：広島市南区霞1丁目2番3号</p>

設置年月：平成21年4月

規模等：土地(霞地区144,700㎡), 建物120㎡

生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター

目的：中国山地から瀬戸内海までのフィールドを一体化した対象として、環境と調和した持続的的生物生産に関する研究等

所在地：東広島市鏡山二丁目2965番地, 広島県竹原市港町5丁目8番1号

設置年月：平成15年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡, 竹原地区4,268㎡), 建物1,353㎡

法務研究科附属リーガル・サービス・センター

目的：無料法律相談の実施等

所在地：広島市中区東千田町1丁目1番89号

設置年月：平成17年4月

規模等：土地(東千田地区18,470㎡), 建物53㎡

原爆放射線医科学研究所附属被ばく資料調査解析部

目的：原子爆弾及び放射線による被災に関する情報の調査並びにそれらの資料の収集、整理、保存及び解析

所在地：広島市南区霞1丁目2番3号

設置年月：昭和42年6月

規模等：土地(霞地区144,700㎡), 建物7,971㎡

放射光科学研究センター

目的：全国共同利用施設として、放射光科学に関する学術研究を行い、かつ、大学の教員その他の者でこの分野の研究に従事するものの利用に供すること及び共同利用・共同研究を活かした人材育成を行うこと

所在地：東広島市鏡山2丁目313番地

設置年月：平成8年5月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物3,881㎡

西条共同研修センター

目的：中国・四国地区国立大学法人の学生及び職員の合宿研修のための共同利用施設として、共同生活を通じて学生相互又は学生、職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を振興し、教養を高め、社会性を助長するとともに、地域社会における学術文化の発達に寄与すること

所在地：東広島市西条町御菌宇570

設置年月：昭和47年4月

規模等：土地111,469㎡, 建物1,022㎡

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

目的：学内共同教育研究施設として、ナノデバイス・集積回路技術とバイオ技術を発展・融合し、シリコンナノデバイス上で微小生命体やバイオ分子の多検体高速診断システムを開発するとともに、情報化社会の先にある高度医療保障社会に向けて、予防医学、病気早期診断及びユビキタス診断を実現するナノバイオ・医療工学の基盤研究を展開する拠点を構築し、これらに関する教育を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目4番2号

設置年月：平成8年5月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物4,153㎡

高等教育研究開発センター

目的：学内共同教育研究施設として、国内外の大学・高等教育に関する基礎的・開発的研究の一体的推進を図るとともに、これらに関する業務を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目2番2号

設置年月：平成12年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物1,207㎡

情報メディア教育研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、本学の情報通信基盤を支え、情報メディアを活用した教育の企画・立案・実施の支援及び業務への支援を行い、情報メディア活用のための研究開発の推進を図ること

所在地：東広島市鏡山1丁目4番2号

設置年月：平成13年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡), 建物2,507㎡

自然科学研究支援開発センター

目的：学内共同教育研究施設として、本学の生命科学、健康科学、物質科学、環境科学など自然科学全般の学際的な教育研究の支援体制を充実させるとともに、生命科学及び物質科学関連のプロジェクト研究を推進し、幅広い基礎研究基盤の充実及び先端的な応用研究への進展に資すること

所在地：東広島市鏡山1丁目4番2号ほか
設置年月：平成15年4月
規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡ほか)、建物13,074㎡

国際センター

目的：学内共同教育研究施設として、本学の国際化推進機構の中核組織を担い、国際化の推進・実施を支援し、国際交流活動の推進を図ること

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号ほか

設置年月：平成22年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物1,001㎡

産学・地域連携センター

目的：学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うこと

- (1) 本学と国内外の民間等外部の機関との共同研究、受託研究及び交流を通じて、本学の教育研究の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会における産業技術の振興及び発展に貢献すること
- (2) 本学において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進し、その研究成果を活用するベンチャー・ビジネスの創出などを支援し、経済の活性化及び新産業の創出に貢献するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成すること
- (3) 本学職員等の教育研究活動における知的財産の創出に関する支援を行うとともに、知的財産に関する教育研究を行って人材を育成し、知的財産の社会への還元と活用を通じて社会に貢献すること
- (4) 地域社会の抱える課題の解決や夢の実現に向けて、本学の知的資源を活用した研究・地域連携活動を促進するとともに、地域社会との協働による地域連携事業を開発・促進すること

所在地：東広島市鏡山1丁目3番2号ほか

設置年月：平成22年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物1,509㎡

教育開発国際協力研究センター

目的：学内共同教育研究施設として学内外の研究者と協力して、国際教育協力を効果的・効率的に実践するための研究開発を行うことを

所在地：東広島市鏡山1丁目5番1号

設置年月：平成9年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物306㎡

保健管理センター

目的：学内共同教育研究施設として、学生及び職員の身体的・精神的健康の管理を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目7番1号ほか

設置年月：昭和44年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡ほか)、建物1,146㎡

平和科学研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、平和科学に関する研究・調査及び資料の収集を行うこと

所在地：広島市中区東千田町1丁目1番89号

設置年月：昭和50年7月

規模等：土地(東千田地区18,470㎡)、建物386㎡

環境安全センター

目的：学内共同教育研究施設として、実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに、環境及び安全に関する教育研究を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目5番3号

設置年月：平成17年3月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物2,374㎡

総合博物館

目的：学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資すること

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号

設置年月：平成18年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物443㎡

北京研究センター

目的：海外教育研究拠点として、本学と中華人民共和国(以下「中国」という。)の研究者による共同研究及び学術・教育交流の推進
所在地：中華人民共和国 北京市海淀区西三環北路83号

首都師範大学国際文化大厦南楼310室

設置年月：平成14年10月

規模等：建物(使用部屋面積243㎡)

宇宙科学センター

目的：宇宙・天文の研究・教育を推進するとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構等と連携し、全国の大学等との共同研究及び共同利用に供し、もって我が国の宇宙・天文の研究・教育、次世代を担う児童・生徒の科学教育及び生涯学習の推進に寄与すること

所在地：東広島市鏡山1丁目3番1号ほか

設置年月：平成16年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡ほか)、建物478㎡

外国語教育研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、外国語教育に責任を持ち、学生の実践的コミュニケーション能力や外国語運用能力などの実力向上を図るとともに、外国語教育方法の研究開発と豊かな外国語教育の開発実施を通して、本学の学生及び職員に質の高い外国語学習の機会を提供し、もって国際的に活躍できる人材を育成すること

所在地：東広島市鏡山1丁目7番1号

設置年月：平成16年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物1,195㎡

文書館

目的：学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号

設置年月：平成16年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物783㎡

スポーツ科学センター

目的：学内共同教育研究施設として、本学におけるスポーツに関する学士課程教育を企画立案・実施し、課外活動を支援するとともに、スポーツに関する研究及び地域社会との連携を推進すること

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号

設置年月：平成17年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物26㎡

HiSIM研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、HiSIM(Hiroshima—university STARC IGFET Model)がCMC(Compact Modeling Council)により次世代世界標準トランジスタモデル(以下「標準化モデル」という。)に選定されるための標準化プロセス第3フェーズ対応業務を行うとともに、CMCによる標準化モデル選定後のセンター業務及び体制の立案を行うこと

所在地：東広島市鏡山1丁目3番1号

設置年月：平成17年7月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物87㎡

現代インド研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、現代インド地域に関する研究・調査及び資料の収集を行い、現代インド地域研究の拠点形成を図ること

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号

設置年月：平成22年4月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物60㎡

サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、持続可能な社会を構築するための諸課題について分野融合型実践的研究を行うとともに、本学における国際的な視野を持った高度研究人材の育成に資すること

所在地：東広島市鏡山1丁目1番1号

設置年月：平成22年6月

規模等：土地(東広島地区2,492,191㎡)、建物346㎡

ダイバーシティ研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、ダイバーシティ・インクルージョン推進拠点として活動するとともに、組織及び構成員の多様化から生じる問題に

対処し、その多様性を生産性や革新的成果に結び付けられるような制度や風土を創出する知識とスキルを備えた人材を育成すること

所在地：東広島市鏡山1丁目3番2号

設置年月：平成28年4月

規模等：土地(東広島地区2, 492, 191㎡)

両生類研究センター

目的：学内共同教育研究施設として、先端的な両生類研究を行うとともに、国際的なバイオリソースセンターとして両生類バイオリソースを維持するための技術の蓄積・継承及び高品質の両生類バイオリソースの提供を行うことにより、両生類研究者の育成・輩出、国内外の研究者に対する研究支援、国内外の共同研究及び両生類バイオリソースに関する国際的なネットワークの構築を促進すること

所在地：東広島市鏡山1丁目3番1号

設置年月：平成28年10月

規模等：土地(東広島地区2, 492, 191㎡)，建物3, 886㎡

ハラスメント相談室

目的：学内共同利用施設として、職員、学生、生徒、児童及び園児が当事者となるハラスメントに関する相談を受け付け、及びハラスメントの防止を推進すること

所在地：東広島市鏡山1丁目2番2号

設置年月：平成16年9月

規模等：土地(東広島地区2, 492, 191㎡)，建物136㎡

附属学校(幼稚園2, 小学校3, 中学校4, 高等学校2)

目的：生徒、児童及び園児(以下「生徒等」という。)の心身の発達に応じて、教育とそれに伴う研究を行うとともに、本学における生徒等の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習の実施に当たること

所在地：広島市南区翠1丁目1番1号ほか

設置年月：昭和26年4月ほか

規模等：土地(210, 983㎡+附属幼稚園分6, 919㎡)，建物54, 375㎡

国立大学法人広島大学 設置等に関わる組織の移行表

平成30年度
(医学部定員増をしなかった場合)

入学定員 編入学定員 収容定員

平成30年度
(医学部定員増をした場合)

入学定員 編入学定員 収容定員

変更の事由

広島大学			
総合科学部			
総合科学科	120		480
国際共創学科	40		160
文学部			
人文学科	130		520
3年次編入学		10	20
教育学部			
第一類(学校教育系)	157		628
第二類(科学文化教育系)	82		328
第三類(言語文化教育系)	73		292
第四類(生涯活動教育系)	81		324
第五類(人間形成基礎系)	52		208
法学部			
法学科 昼間コース	140		560
3年次編入学		10	20
法学科 夜間主コース	30		120
3年次編入学		10	20
経済学部			
経済学科 昼間コース	150		600
3年次編入学		5	10
経済学科 夜間主コース	45		180
3年次編入学		5	10
理学部			
数学科	47		188
物理学科	66		264
化学科	59		236
生物科学科	34		136
地球惑星システム学科	24		96
3年次編入学		10	20
医学部			
医学科	115		650
保健学科	120		480
歯学部			
歯学科	53		318
口腔健康科学科	40		160
薬学部			
薬学科	38		228
薬科学科	22		88
工学部			
第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	600
第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	360
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	460
第四類(建設・環境系)	90	3	360
生物生産学部			
生物生産学科	90		360
3年次編入学		10	20
情報学部			
情報科学科	80		320
3年次編入学		5	10
	2,333	80	9,864



広島大学			
総合科学部			
総合科学科	120		480
国際共創学科	40		160
文学部			
人文学科	130		520
3年次編入学		10	20
教育学部			
第一類(学校教育系)	157		628
第二類(科学文化教育系)	82		328
第三類(言語文化教育系)	73		292
第四類(生涯活動教育系)	81		324
第五類(人間形成基礎系)	52		208
法学部			
法学科 昼間コース	140		560
3年次編入学		10	20
法学科 夜間主コース	30		120
3年次編入学		10	20
経済学部			
経済学科 昼間コース	150		600
3年次編入学		5	10
経済学科 夜間主コース	45		180
3年次編入学		5	10
理学部			
数学科	47		188
物理学科	66		264
化学科	59		236
生物科学科	34		136
地球惑星システム学科	24		96
3年次編入学		10	20
医学部			
医学科	<u>120</u>		<u>660</u>
保健学科	120		480
歯学部			
歯学科	53		318
口腔健康科学科	40		160
薬学部			
薬学科	38		228
薬科学科	22		88
工学部			
第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	600
第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	360
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	460
第四類(建設・環境系)	90	3	360
生物生産学部			
生物生産学科	90		360
3年次編入学		10	20
情報学部			
情報科学科	80		320
3年次編入学		5	10
	<u>2,338</u>	80	<u>9,874</u>

平成29年度を期限とする医学部臨時定員の再度の定員増による平成31年度までの臨時定員増

広島大学大学院			広島大学大学院		
総合科学研究科			総合科学研究科		
総合科学専攻(M)	60	120	総合科学専攻(M)	60	120
〃 (D)	20	60	〃 (D)	20	60
文学研究科			文学研究科		
人文学専攻(M)	64	128	人文学専攻(M)	64	128
〃 (D)	32	96	〃 (D)	32	96
教育学研究科			教育学研究科		
教職開発専攻(P)	20	40	教職開発専攻(P)	20	40
学習開発学専攻(M)	20	40	学習開発学専攻(M)	20	40
教科教育学専攻(M)	80	160	教科教育学専攻(M)	80	160
日本語教育学専攻(M)	14	28	日本語教育学専攻(M)	14	28
教育学専攻(M)	14	28	教育学専攻(M)	14	28
心理学専攻(M)	19	38	心理学専攻(M)	19	38
高等教育学専攻(M)	5	10	高等教育学専攻(M)	5	10
教育学習科学専攻(D)	49	147	教育学習科学専攻(D)	49	147
社会科学研究科			社会科学研究科		
法政システム専攻(M)	24	48	法政システム専攻(M)	24	48
〃 (D)	5	15	〃 (D)	5	15
社会経済システム専攻(M)	28	56	社会経済システム専攻(M)	28	56
〃 (D)	8	24	〃 (D)	8	24
マネジメント専攻(M)	28	56	マネジメント専攻(M)	28	56
〃 (D)	14	42	〃 (D)	14	42
理学研究科			理学研究科		
数学専攻(M)	22	44	数学専攻(M)	22	44
〃 (D)	11	33	〃 (D)	11	33
物理科学専攻	30	60	物理科学専攻	30	60
〃 (D)	13	69	〃 (D)	13	69
化学専攻(M)	23	46	化学専攻(M)	23	46
〃 (D)	11	33	〃 (D)	11	33
生物科学専攻(M)	24	48	生物科学専攻(M)	24	48
〃 (D)	12	36	〃 (D)	12	36
地球惑星システム学専攻(M)	10	20	地球惑星システム学専攻(M)	10	20
〃 (D)	5	15	〃 (D)	5	15
数理分子生命理学専攻(M)	23	46	数理分子生命理学専攻(M)	23	46
〃 (D)	11	33	〃 (D)	11	33
先端物質科学研究科			先端物質科学研究科		
量子物質科学専攻(M)	25	50	量子物質科学専攻(M)	25	50
〃 (D)	12	36	〃 (D)	12	36
分子生命機能科学専攻(M)	24	48	分子生命機能科学専攻(M)	24	48
〃 (D)	11	33	〃 (D)	11	33
半導体集積科学専攻(M)	15	30	半導体集積科学専攻(M)	15	30
〃 (D)	7	21	〃 (D)	7	21
医歯薬保健学研究科			医歯薬保健学研究科		
医歯薬学専攻(D)	97	388	医歯薬学専攻(D)	97	388
口腔健康科学専攻(M)	12	24	口腔健康科学専攻(M)	12	24
〃 (D)	4	12	〃 (D)	4	12
薬科学専攻(M)	18	36	薬科学専攻(M)	18	36
〃 (D)	3	9	〃 (D)	3	9
保健学専攻(M)	34	68	保健学専攻(M)	34	68
〃 (D)	15	45	〃 (D)	15	45
医歯科学専攻(M)	12	24	医歯科学専攻(M)	12	24
工学研究科			工学研究科		
機械システム工学専攻(M)	28	56	機械システム工学専攻(M)	28	56
〃 (D)	9	27	〃 (D)	9	27
機械物理工学専攻(M)	30	60	機械物理工学専攻(M)	30	60
〃 (D)	10	30	〃 (D)	10	30
システムサイバネティクス専攻(M)	34	68	システムサイバネティクス専攻(M)	34	68

" (D)	11	33
情報工学専攻(M)	37	74
" (D)	13	39
化学工学専攻(M)	24	48
" (D)	8	24
応用化学専攻(M)	26	52
" (D)	9	27
社会基盤環境工学専攻(M)	20	40
" (D)	7	21
輸送・環境システム専攻(M)	20	40
" (D)	7	21
建築学専攻(M)	21	42
" (D)	7	21
生物圏科学研究科		
生物資源科学専攻(M)	30	60
" (D)	12	36
生物機能開発学専攻(M)	24	48
" (D)	12	36
環境循環系制御学専攻(M)	19	38
" (D)	9	27
国際協力研究科		
開発科学専攻(M)	43	86
" (D)	22	66
教育文化専攻(M)	28	56
" (D)	14	42
法務研究科		
法務専攻(P)	20	60
	1,542	3,721



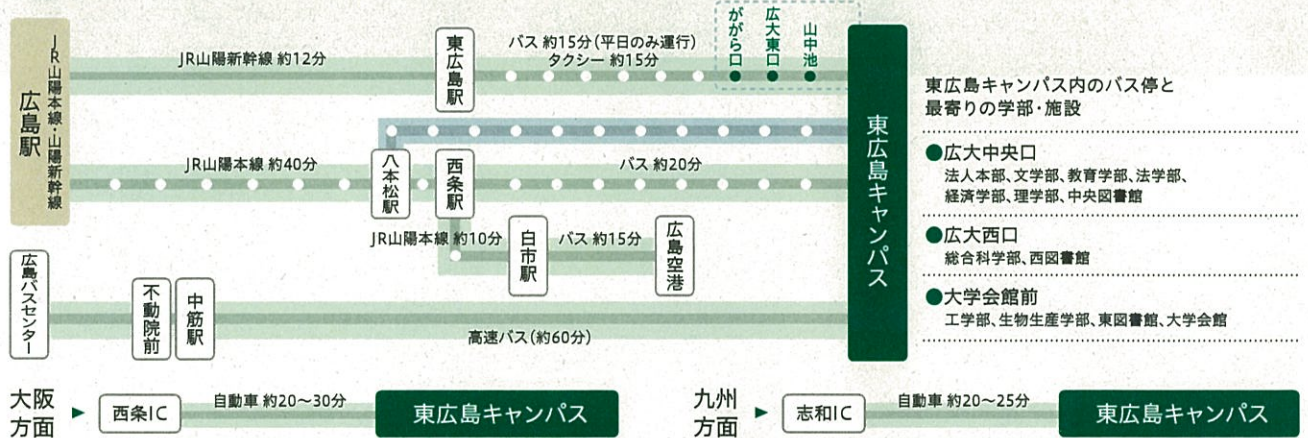
" (D)	11	33
情報工学専攻(M)	37	74
" (D)	13	39
化学工学専攻(M)	24	48
" (D)	8	24
応用化学専攻(M)	26	52
" (D)	9	27
社会基盤環境工学専攻(M)	20	40
" (D)	7	21
輸送・環境システム専攻(M)	20	40
" (D)	7	21
建築学専攻(M)	21	42
" (D)	7	21
生物圏科学研究科		
生物資源科学専攻(M)	30	60
" (D)	12	36
生物機能開発学専攻(M)	24	48
" (D)	12	36
環境循環系制御学専攻(M)	19	38
" (D)	9	27
国際協力研究科		
開発科学専攻(M)	43	86
" (D)	22	66
教育文化専攻(M)	28	56
" (D)	14	42
法務研究科		
法務専攻(P)	20	60
	1,542	3,721

立地・アクセス

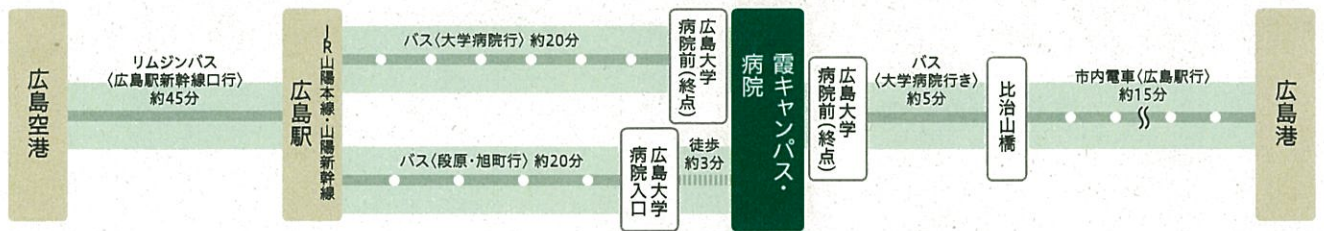
平和を希求する歴史的背景を持つ広島県。美しい瀬戸内海と豊かな緑に囲まれたキャンパスで、学生たちは伸びやかに自らの学びを追求しています。



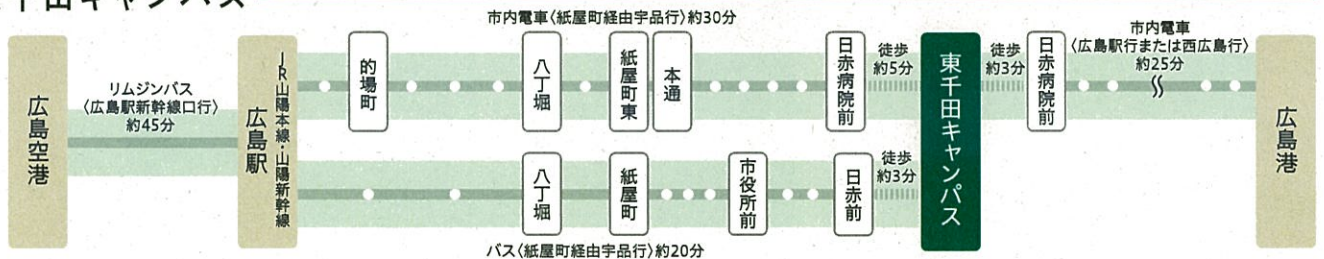
東広島キャンパス



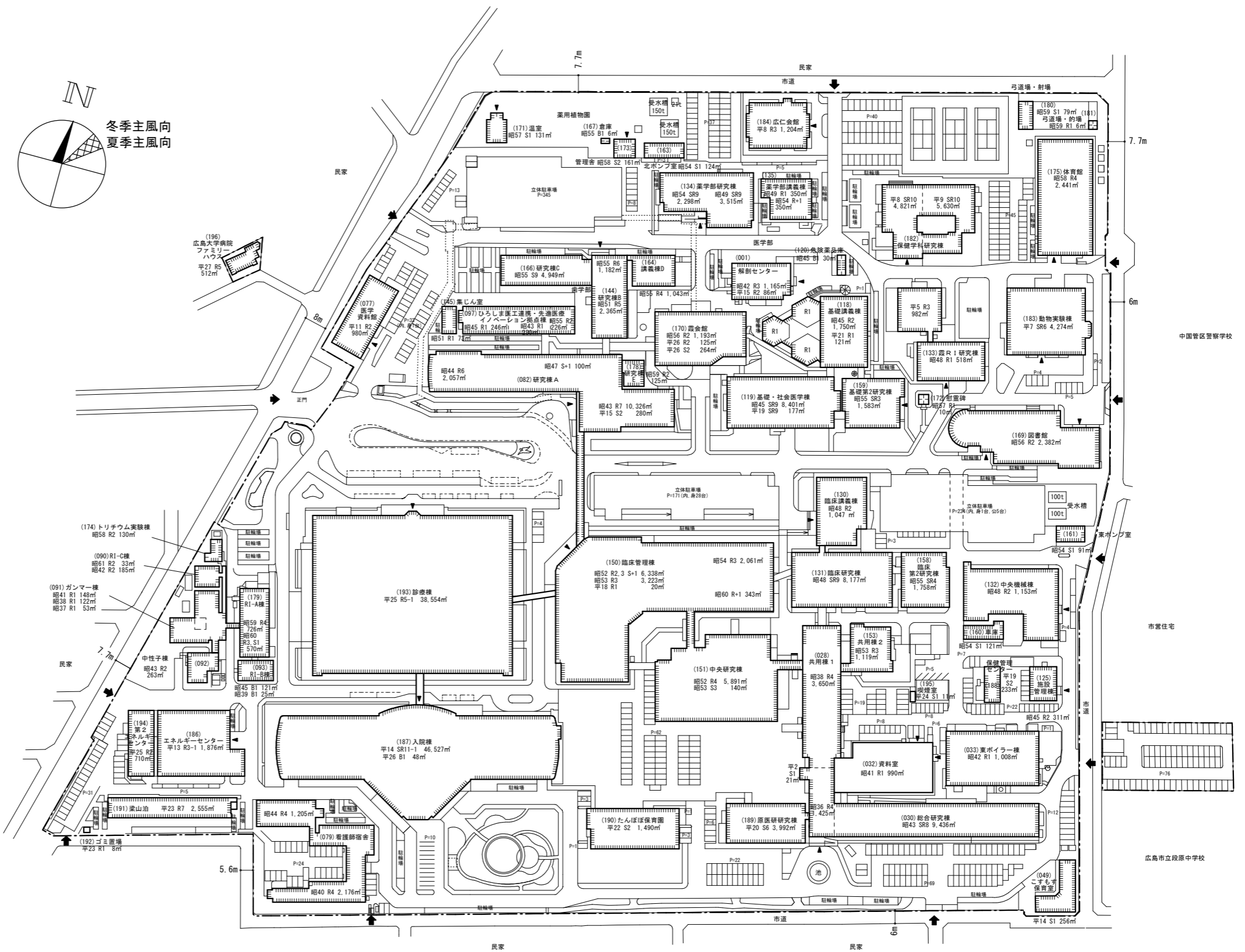
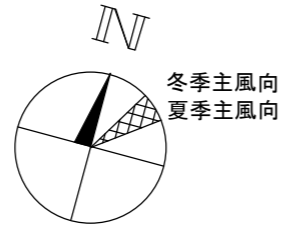
霞キャンパス・病院



東千田キャンパス



詳しい情報はこちらから！ [広島大学ウェブサイト](#) [トップページ](#) [交通アクセス](#)



縮尺 S=1/2,000

学部等名	
医学部 (医学科) (医学科以外の学科)	歯学部 (歯学科) (歯学科以外の学科)
薬学部, 医歯薬保健学総合研究科	病院, 看護師宿舎
原爆放射線医科学研究所, 薬用植物園	一般管理施設
自然科学研究支援開発センター	大学図書館, 大学屋内運動場, 大学福利施設
大学保健管理施設, 大学課外活動施設, R I 施設	研究者交流施設, 保健管理センター

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
144,701 m ²	51,550 m ²	210,011 m ²	36 %	145 %	1,934 人	(左記に別掲)	009	霞団地	広島市南区霞 1 丁目 2 番 3 号	0336	広島大学	平成29年度

広島大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）

広島大学学則

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 5 条)

第 2 章 教育研究等組織(第 6 条－第 18 条)

第 3 章 運営組織(第 19 条－第 27 条)

第 4 章 その他(第 28 条)

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この学則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

（事務所の所在地）

第 3 条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号に置く。

（理念）

第 4 条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

（自己点検・評価）

第 5 条 本学は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第 1 項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。

- 3 本学は、学校教育法第109条第3項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 第1項に規定する自己点検・評価並びに第2項及び前項に規定する認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究等組織

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

総合科学部
文学部
教育学部
法学部
経済学部
理学部
医学部
歯学部
薬学部
工学部
生物生産学部
情報科学部

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

総合科学研究科
文学研究科
教育学研究科
社会科学研究科
理学研究科
先端物質科学研究科
医歯薬保健学研究科
工学研究科
生物圏科学研究科
国際協力研究科
法務研究科

3 大学院に、履修上の組織としてリーディングプログラム機構を置く。

(学術院)

第8条 本学に、教員組織として学術院を置く。

- 2 学術院に学術院長を置き、学長をもって充てる。
- 3 学術院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第9条 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(附置研究所)

第10条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究所を置く。

2 原爆放射線医科学研究所に、研究部門及び研究センターを置く。

3 原爆放射線医科学研究所は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第11条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。

3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

第11条の2 病院に、東広島地区における歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて東広島地域の歯科医療の向上に寄与するため、歯科診療所を置く。

2 歯科診療所に関し必要な事項は、病院が定める。

(図書館)

第12条 本学に、図書館を置く。

(教育本部)

第12条の2 本学に、学士課程教育、大学院課程教育及び特別支援教育特別専攻科教育における入学者選抜、教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を推進するとともに、教養教育を実施するため、教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	練習船豊潮丸
教育学研究科	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター
社会科学研究科	地域経済システム研究センター
理学研究科	臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設，理学融合教育研究センター
医歯薬保健学研究科	先駆的看護実践支援センター，先駆的リハビリテーション実践支援センター
生物圏科学研究	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター

科	
法務研究科	リーガル・サービス・センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

2 附属施設に関し必要な事項は、当該学部等が定める。

(全国共同利用施設)

第 14 条 本学に、全国共同利用施設として、放射光科学研究センターを置く。

2 放射光科学研究センターは、大学の教員その他の者で放射光科学研究センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第 15 条 本学に、中国・四国地区国立大学共同利用施設として、西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第 16 条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

国際センター

産学・地域連携センター

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

平和科学研究センター

環境安全センター

総合博物館

北京研究センター

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

スポーツ科学センター

HiSIM 研究センター

現代インド研究センター

サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

ダイバーシティ研究センター

両生類研究センター

2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。

(附属学校)

第 17 条 本学に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属三原幼稚園

附属小学校
附属東雲小学校
附属三原小学校
附属中学校
附属東雲中学校
附属三原中学校
附属福山中学校
附属高等学校
附属福山高等学校

(教育研究活動等)

第18条 第6条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(役員)

第19条 本学に、役員として、学長、理事7人以内及び監事2人を置く。

第20条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。

2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本学の業務を監査する。

5 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第21条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第22条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するため、副学長を置くことができる。

2 副学長は、理事をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、理事でない副学長を置くことができる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第 23 条 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置く。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第 23 条の 2 本学に、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐するため、副理事を置く。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 24 条 本学に、重要事項について審議するため、役員会を置く。

2 役員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 25 条 本学に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 26 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の運営組織)

第 27 条 第 19 条から前条までに規定するもののほか、運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 その他

(雑則)

第 28 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 20 日規則第 153 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 18 日から施行し、平成 16 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 15 日規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定中スポーツ科学センターに係る部分については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 24 号)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 歯学部附属歯科衛生士学校及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「旧専修学校」という。)は、この規則による改正後の広島大学学則第 17 条の規定にかかわらず、平成 17 年

3月31日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成17年6月28日規則第111号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日規則第117号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日規則第96号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年10月17日規則第123号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第42号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月22日規則第91号)

この規則は、平成19年5月22日から施行し、この規則による改正後の広島大学学則の規定は、平成19年5月21日から適用する。

附 則(平成19年6月25日規則第104号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日規則第175号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月17日規則第45号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月22日規則第145号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年1月23日規則第2号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月8日規則第108号)

この規則は、平成22年6月8日から施行する。

附 則(平成23年9月20日規則第105号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第24号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、

平成 24 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、
存続するものとする。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 16 日規則第 79 号)

この規則は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日規則第 14 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 31 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 26 日規則第 177 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 13 日規則第 187 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日規則第 23 号)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学先進機能物質科学研究センター規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 84 号)は、廃止
する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学通則（改正案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（学科、類及びコース）

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系) 第二類(電気電子・システム情報系) 第三類(応用化学・生物工学・化学工学系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認

められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修

業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数に乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 歯学部の口腔保健学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
歯学部	口腔保健学科	40	80	120
	計	395	435	475
総 計		9,835	9,845	9,855

- 3 平成 10 年度以前に入学した学生に係る授業料の額は、新通則第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日規則第 135 号)

この規則は、平成 17 年 12 月 20 日から施行し、この規則による改正後の広島大学通則の規定は、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の教育課程は、この規則による改正後の広島大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 12 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 36 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部総合薬学科は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学

科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学科に在学する者の教育課程及び卒業の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 医学部の総合薬学科及び学部の収容定員、薬学部の薬学科、薬科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学部	総合薬学科	180	120	60		
	計	1,300	1,240	1,180		
薬学部	薬学科	38	76	114	152	190
	薬科学科	22	44	66		
	計	60	120	180	240	278
総計		9,845	9,855	9,895	9,895	9,933

- 4 工学部社会人特別選抜(フェニックス入試)入学者の在学年限については、新通則第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月18日規則第89号)

- この規則は、平成18年4月18日から施行する。
- この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。ただし、新通則第12条第2項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月19日規則第109号)

この規則は、平成18年9月19日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第45号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日規則第176号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年1月15日規則第1号)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成19年度以前に入学した学生の教育課程並びに成績優秀学生に係る授業料の免除及び返還については、この規則による改正後の広島大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月16日規則第170号)

この規則は、平成20年12月16日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	120	240	2,352	720	1,235	10,068
平成 31 年度	120	240	2,352	720	1,230	10,063
平成 32 年度				705	1,215	10,051
平成 33 年度				690	1,200	10,039
平成 34 年度				675	1,185	10,027
平成 35 年度				660	1,170	10,015
平成 36 年度				645	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 21 日規則第 124 号)

この規則は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成23年度	2,355	348	508	10,008
平成24年度	2,355	341	501	10,018
平成25年度	2,358	334	494	10,031
平成26年度	2,358	327	487	10,044
平成27年度	2,358	320	480	10,047
平成28年度	2,358			10,048
平成29年度	2,358			10,051
平成30年度	2,353			10,049
平成31年度	2,353			10,044
平成32年度				10,029
平成33年度				10,014
平成34年度				9,999
平成35年度				9,984
平成36年度				9,974

附 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第110号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第50号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成27年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成27年度	500	1,211	10,027
平成28年度		1,194	10,008
平成29年度		1,197	10,011

平成 30 年度		1, 200	10, 009
平成 31 年度		1, 200	10, 004
平成 32 年度		1, 185	9, 989
平成 33 年度		1, 170	9, 974
平成 34 年度		1, 155	9, 959
平成 35 年度		1, 140	9, 944
平成 36 年度		1, 125	9, 934

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに教育学部の第一類(学校教育系)及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成 28 年度	2, 338	700	1, 960	9, 988
平成 29 年度	2, 338	680	1, 940	9, 971
平成 30 年度	2, 338	660	1, 920	9, 944
平成 31 年度	2, 338			9, 914
平成 32 年度				9, 909
平成 33 年度				9, 904
平成 34 年度				9, 889
平成 35 年度				9, 874
平成 36 年度				9, 859

附 則(平成 28 年 7 月 19 日規則第 172 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 19 日から施行し、この規則による改正後の広島大学通則の規定は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 21 日規則第 193 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学通則の規定は、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則(平成 28 年 10 月 18 日規則第 225 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 号)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 理学部の物理科学科は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学部の物理科学科及び物理学科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	物理科学科	198	132	66
	物理学科	66	132	198

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	157		628
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	445		1,780
法学部	法学科	昼間コース	10	580
		夜間主コース	10	140
		計	20	720
経済学部	経済学科	昼間コース	5	610
		夜間主コース	5	190
		計	10	800
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316

工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	366
	第三類(応用化学・生物工学・ロセス系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	445	15	1,810
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	80	5	330
	計	80	5	330
総計		2,323	80	9,844

広島大学通則の変更事項

1 変更の事由

医学部医学科の入学定員及び収容定員の改訂を行うこととするため。

2 変更の概要

医学部医学科の入学定員及び収容定員の改訂を行う。

広島大学通則(改正案) 新旧対照表

旧							新																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>(略)</p> <p>附 則(平成21年3月31日規則第14号)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="3">入学定員</th> <th colspan="3">収容定員</th> </tr> <tr> <th>医学科</th> <th>医学部計</th> <th>総計</th> <th>医学科</th> <th>医学部計</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>110</td><td>230</td><td>(略)</td><td>610</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>627</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>644</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>661</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>681</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>701</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>711</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>714</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td><u>120</u></td><td><u>240</u></td><td>(略)</td><td>717</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td><u>115</u></td><td><u>235</u></td><td>(略)</td><td><u>715</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td><u>115</u></td><td><u>235</u></td><td>(略)</td><td><u>710</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>695</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>680</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成34年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>665</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成35年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>650</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成36年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>640</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>							年 度	入学定員			収容定員			医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計	平成21年度	110	230	(略)	610	(略)	(略)	平成22年度	117	237	(略)	627	(略)	(略)	平成23年度	117	237	(略)	644	(略)	(略)	平成24年度	117	237	(略)	661	(略)	(略)	平成25年度	120	240	(略)	681	(略)	(略)	平成26年度	120	240	(略)	701	(略)	(略)	平成27年度	120	240	(略)	711	(略)	(略)	平成28年度	120	240	(略)	714	(略)	(略)	平成29年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	717	(略)	(略)	平成30年度	<u>115</u>	<u>235</u>	(略)	<u>715</u>	(略)	(略)	平成31年度	<u>115</u>	<u>235</u>	(略)	<u>710</u>	(略)	(略)	平成32年度				<u>695</u>	(略)	(略)	平成33年度				<u>680</u>	(略)	(略)	平成34年度				<u>665</u>	(略)	(略)	平成35年度				<u>650</u>	(略)	(略)	平成36年度				<u>640</u>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>附 則(平成21年3月31日規則第14号)</p> <p>1 同左</p> <p>2 ”</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="3">入学定員</th> <th colspan="3">収容定員</th> </tr> <tr> <th>医学科</th> <th>医学部計</th> <th>総計</th> <th>医学科</th> <th>医学部計</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>110</td><td>230</td><td>(略)</td><td>610</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>627</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>644</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>117</td><td>237</td><td>(略)</td><td>661</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>681</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>701</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>711</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>120</td><td>240</td><td>(略)</td><td>714</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td><u>120</u></td><td><u>240</u></td><td>(略)</td><td>717</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td><u>120</u></td><td><u>240</u></td><td>(略)</td><td><u>720</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td><u>120</u></td><td><u>240</u></td><td>(略)</td><td><u>720</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>705</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>690</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成34年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>675</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成35年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>660</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平成36年度</td><td></td><td></td><td></td><td><u>645</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>							年 度	入学定員			収容定員			医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計	平成21年度	110	230	(略)	610	(略)	(略)	平成22年度	117	237	(略)	627	(略)	(略)	平成23年度	117	237	(略)	644	(略)	(略)	平成24年度	117	237	(略)	661	(略)	(略)	平成25年度	120	240	(略)	681	(略)	(略)	平成26年度	120	240	(略)	701	(略)	(略)	平成27年度	120	240	(略)	711	(略)	(略)	平成28年度	120	240	(略)	714	(略)	(略)	平成29年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	717	(略)	(略)	平成30年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	<u>720</u>	(略)	(略)	平成31年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	<u>720</u>	(略)	(略)	平成32年度				<u>705</u>	(略)	(略)	平成33年度				<u>690</u>	(略)	(略)	平成34年度				<u>675</u>	(略)	(略)	平成35年度				<u>660</u>	(略)	(略)	平成36年度				<u>645</u>	(略)	(略)
年 度	入学定員			収容定員																																																																																																																																																																																																																																																																			
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成21年度	110	230	(略)	610	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成22年度	117	237	(略)	627	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成23年度	117	237	(略)	644	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成24年度	117	237	(略)	661	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成25年度	120	240	(略)	681	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成26年度	120	240	(略)	701	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成27年度	120	240	(略)	711	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成28年度	120	240	(略)	714	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成29年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	717	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成30年度	<u>115</u>	<u>235</u>	(略)	<u>715</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成31年度	<u>115</u>	<u>235</u>	(略)	<u>710</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成32年度				<u>695</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成33年度				<u>680</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成34年度				<u>665</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成35年度				<u>650</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成36年度				<u>640</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
年 度	入学定員			収容定員																																																																																																																																																																																																																																																																			
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成21年度	110	230	(略)	610	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成22年度	117	237	(略)	627	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成23年度	117	237	(略)	644	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成24年度	117	237	(略)	661	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成25年度	120	240	(略)	681	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成26年度	120	240	(略)	701	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成27年度	120	240	(略)	711	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成28年度	120	240	(略)	714	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成29年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	717	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成30年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	<u>720</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成31年度	<u>120</u>	<u>240</u>	(略)	<u>720</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成32年度				<u>705</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成33年度				<u>690</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成34年度				<u>675</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成35年度				<u>660</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成36年度				<u>645</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年3</p>							<p>3 同左</p>																																																																																																																																																																																																																																																																

月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 歯学部口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第26条の規定は、平成20年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成27年3月31日規則第50号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成27年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成27年度	(略)	1,211	(略)
平成28年度		1,194	(略)
平成29年度		1,197	(略)
平成30年度		<u>1,195</u>	(略)
平成31年度		<u>1,190</u>	(略)
平成32年度		<u>1,175</u>	(略)
平成33年度		<u>1,160</u>	(略)
平成34年度		<u>1,145</u>	(略)
平成35年度		<u>1,130</u>	(略)
平成36年度		<u>1,120</u>	(略)

附 則(平成28年3月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 2 全学部の入学定員並びに教育学部の第一類(学校教育系)及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成28年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

4 "

5 "

(略)

附 則(平成27年3月31日規則第50号)

- 1 同左
 2 "

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成27年度	(略)	1,211	(略)
平成28年度		1,194	(略)
平成29年度		1,197	(略)
平成30年度		<u>1,200</u>	(略)
平成31年度		<u>1,200</u>	(略)
平成32年度		<u>1,185</u>	(略)
平成33年度		<u>1,170</u>	(略)
平成34年度		<u>1,155</u>	(略)
平成35年度		<u>1,140</u>	(略)
平成36年度		<u>1,125</u>	(略)

附 則(平成28年3月31日規則第51号)

- 1 同左
 2 "

年度	入学定員		収容定員	
	総計	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成28年度	2,338	(略)	(略)	9,988
平成29年度	2,338	(略)	(略)	9,971
平成30年度	<u>2,333</u>	(略)	(略)	<u>9,949</u>
平成31年度	<u>2,333</u>	(略)	(略)	<u>9,924</u>
平成32年度				9,909
平成33年度				<u>9,894</u>
平成34年度				<u>9,879</u>
平成35年度				<u>9,864</u>
平成36年度				<u>9,854</u>

年度	入学定員		収容定員	
	総計	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成28年度	2,338	(略)	(略)	9,988
平成29年度	2,338	(略)	(略)	9,971
平成30年度	<u>2,338</u>	(略)	(略)	<u>9,944</u>
平成31年度	<u>2,338</u>	(略)	(略)	<u>9,914</u>
平成32年度				9,909
平成33年度				<u>9,904</u>
平成34年度				<u>9,889</u>
平成35年度				<u>9,874</u>
平成36年度				<u>9,859</u>

(略)

(略)

※下線部分は、改正箇所を示す。

(制定理由)

医学部医学科の入学定員及び収容定員の改訂を行うこととするため。

医学部の収容定員変更の趣旨を記載した書類

1 収容定員変更の内容

広島大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、同年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、また、H22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 7 名の臨時定員増を、さらに H25 年度に「新成長戦略」等に基づき平成 31 年度までの期限を付した 3 名の臨時定員増を、それぞれ実施した。

平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成 30 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 115 名から 120 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても平成 31 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 650 名から 660 名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

地域における医師不足の解消が喫緊の課題であることから、平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置分（5 名）について、平成 30 年度に入学定員増（5 名）として収容定員を変更するもの。この入学定員 5 名については、広島県の策定する地域医療再生計画に基づく卒後一定期間の地域医療等の従事を条件とする奨学金が支給される「ふるさと枠」での入学とし、深く地域医療や総合治療を体験できる教育を受けさせることで、地域の実情と要請に柔軟に対応できる医療人の養成へと繋げる。

3 収容定員変更に伴う入学者選抜方法等について

(1) 入学者選抜方法について

① 選抜方法：推薦入試（ふるさと枠広島県コース）

② 出願資格：広島県内の高等学校又は中等教育学校を平成 28 年 4 月以降に卒業した者及び平成 30 年 3 月に卒業見込みの者で高等学校又は中等教育学校の長が以下の「推薦要件（ふるさと枠広島県コース）」について責任を持って推薦でき、合格した場合、入学を確約できるもの

「推薦要件（ふるさと枠広島県コース）」

次の要件を満たす者で、推薦人数は各高等学校5名以内とする。

- ・調査書の評定平均値が4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・広島県が貸与する奨学金を受給し、かつ卒業後は広島県内で医療に従事する強い意志のある者

③ 合格者判定：複数の面接員による面接試験，大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し，判定する。なお，面接試験では，広島県の担当者が面接員として加わり，医療人としての適性評価と広島県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

(2) 教育課程等について

ふるさと卒学生には、1年次より臨床実習に至るまで継続的に地域医療への理解と貢献する意欲の醸成を目的とする。一般選抜で入学する学生についても、必要に応じてこの教育課程を課し、地域医療への関心を高める。

医学部医学科での地域医療に関する科目は、1年次の早期体験実習、医療行動学、3年次の器官・システム病態制御学Ⅰ、社会医学、4年次の医学研究実習、臨床実習入門プログラム、臨床実習Ⅰ、5年次の臨床実習Ⅰ・Ⅱ、6年次の臨床実践学、臨床実習Ⅱである。これらのカリキュラムは、以下のとおりである。(別紙1「広島大学医学部医学科の地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要」参照)

- ① 1年次夏季休業期間：早期体験実習（夏季休業期間中の連続した2日間）
広島県内の関連病院・施設、僻地拠点病院、僻地診療所等において、病院の受付・案内、ボランティア・介護体験実習等の地域医療を実体験させる。
- ② 1年次後期：医療行動学
大学病院の看護部病棟、手術室、外来・病棟等及び医学部医学科の研究室において、実地医療を見学し、医療人の役割分担に関する理解を深める機会を与える。
- ③ 3年次前期：器官・システム病態制御学Ⅰ（臨床系講義）
地域医療総論の講義を実施し、各器官・システムの構造と機能、主要疾患と病態について診断と診療に必要な知識を習得させるとともに地域医療学についても講義し、1年次及び2年次に得た僻地医療に関する知識と経験を臨床系講義の中で再認識させ、地域僻地医療への関心を継続させる。
- ④ 3年次後期：社会医学
衛生学、公衆衛生学の系統講義及び実習の中で、地域医療政策、地域包括ケア、高齢者医療制度等の知識を習得させ、制度面からの地域医療を体験させる。
- ⑤ 4年次前期：医学研究実習
地域医療システム学を選択した学生に地域医療に関する研究を行う。
- ⑥ 4年次後期：臨床実習入門プログラム
地域医療実習のオリエンテーションを行う。
- ⑦ 4年次後期-5年次後期：臨床実習Ⅰ
中山間地の地域医療基幹病院を中心とした診療所、福祉施設などでの1週間の地域医療実習の中で、地域医療の在り方と現状及び課題を理解し、地域社会で求められる医療・保健・福祉・介護の活動について学び、地域医療に貢献するための能力を身に付ける。
- ⑧ 5年次後期-6年次前期：臨床実習Ⅱ
僻地医療拠点病院、僻地診療所で臨床実習を行い、臨床実習Ⅰでの地域医療経験を深化させる。また、これまでに得た地域医療に関する知識を再認識させる。
- ⑨ 6年次前期：臨床実践学
1～5年次に学んだ地域医療関連の知識（地域医療政策、地域包括ケア、介護保険など）を整理し、医師国家試験の受験に向けた準備を行う。

また、ふるさと枠学生に特化した教育としては、毎週1回昼食時に「ふるさと枠セミナー」を開催し、地域医療に関連する学習やディスカッションを通して地域医療マインドと仲間意識の醸成を行う。夏季、春季の長期休業期間中には一泊二日あるいは二泊三日の現地研修による「地域医療実習」を実施し、地域医療への早期暴露を行う。冬季休業中には地域医療学習のための合宿も行う。さらに、1年次、4年次、6年次の学生に対して地域医療システム学講座教員による個別面談を行う。

(3) 卒業後の取組について

ふるさと枠広島県コースの卒業生は、卒業後12年間の中で9年間、広島県知事が指定する医療機関で診療に従事し、地域医療に貢献することとなる。

ふるさと枠卒業生の地域医療機関への配置については、広島大学、広島県、広島県地域医療支援センターが共同で作成した「広島大学ふるさと枠卒業医師に係るキャリアプラン」に則り、広島県、広島大学、市町、地域医療機関等の代表者らにより構成される「ふるさと枠医師等キャリア支援委員会」にて決定され、県知事の承認を受ける。

卒業後1年目の臨床研修医については、専門診療科の選択及びキャリアプランについての説明会及び必要に応じて個別相談を行う。また、卒業後2年目以降の医師については、必要に応じて、所属予定あるいは所属中の診療科、地域医療システム学講座及び広島県が連携をとりながら本人のキャリア相談に応じる。

なお、広島県の地域医療に関しては、公益財団法人広島県地域医療支援センターが中心となり、広島大学病院、僻地医療拠点病院、僻地診療所の連携が行われており、ふるさと枠学生の夏季・冬季・春季地域医療実習のアレンジ、ふるさと枠卒業生の配置調整、及び地域医療機関における指導医療養成に携わっている。医学部長が広島県地域医療支援センター長を、地域医療システム学講座教員が同センター医監を務めている。

(4) 地域医療指導医師の教育スキル向上と大学との緊密な関係づくり

地域医療機関における臨床指導医を対象として、FD (Faculty Development) を定期的で開催する。このFDにより医学部と地域医療機関との連携強化を図るとともに、地域医療機関の指導医の教育能力向上を推進する。また、広島県地域医療支援センターと連携し、地域医療機関の指導医のための勉強会を提供する。

(5) 奨学金制度の概要について

○広島県医師育成奨学金制度（広島大学ふるさと枠）の概要（別紙2「広島県医師育成奨学金制度のご案内」参照）

奨学金貸与額：月額20万円

貸与期間：原則として6年間

返還免除条件：貸与期間の1.5倍に相当する期間（必要従事期間）を広島県内の公的医療機関等において医師業務に従事。

猶予期間：研修机会の確保を図るため、必要従事期間は、卒業後貸与期間の2倍に相当する期間内に消化するものとする。

広島大学医学部医学科の地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

		前 期			夏季休業		後 期				
東広島・東千田 霞キャンパス	1年生	教養教育科目			早期体験実習(2日間) (僻地拠点病院・診療所)		教養教育科目 人体構造学Ⅰ等 医療行動学(レポート・発表) 実地医療を見学し、医療人の役割分担に関する理解を深める				
	2年生	人体構造学Ⅱ 組織細胞機能学等				組織細胞機能学 生体反応学 病因病態学等					
霞キャンパス	3年生	器官・システム病態制御学Ⅰ(地域医療総論) 各器官・システムの構造・機能、主要疾患と病態について診断と診療に必要な知識とともに、 地域医療学について学ぶ				器官・システム病態制御学Ⅰ,Ⅱ 全身性疾患制御学等		臨床病理学	社会医学(社会医学実習) 衛生学・公衆衛生学に含まれる地域医療政策、地域包括ケア、高齢者医療制度等の知識を習得。また実習を通して制度面から地域医療を体験する。		
		器官・システム病態制御学Ⅱ, 全身性疾患制御学等									
	4年生	医学研究実習 (地域医療システム学を選択可)				CBT	症候診断 治療学	臨床実習入門 プログラム (地域医療実習 オリエンテーション)	OSCE	臨床実習 入門 プログラム	臨床実習Ⅰ (僻地拠点病院, 診療所での 一週間の地域医療実習を含む)
県内医療機関…実習 霞キャンパス(広島市)…講義実習	5年生	臨床実習Ⅰ (僻地拠点病院, 診療所での一週間の地域医療実習を含む)				臨床実習Ⅰ (同左)				臨床実習Ⅱ (僻地拠点病院, 診療所を選択可)	
	6年生	臨床実践学 (地域医療)	臨床実習Ⅱ (僻地拠点病院, 診療所を選択可)			臨床実習Ⅱ (僻地拠点病院, 診療所を選択可)	卒業試験			国家試験	学位記授与

地域枠(ふるさと枠)学生に対しては特別なプログラムを実施

広島大学医学部医学科ふるさと枠入学者に貸与する 広島県医師育成奨学金制度のご案内

- ◆対象◆ 広島大学医学部医学科 ふるさと枠入学者（定員 18人）
- ◆貸与額◆ 月額20万円
- ◆貸与期間◆ 6年間（大学の通常の修業年限（通算6年間）を超えることはできません）
- ◆返還免除◆ 大学医学部を卒業後、奨学金貸付期間の2倍に相当する期間内（返還猶予期間：12年間）に、**別途策定する基準に沿って**、次の条件を全て満たした場合、奨学金の返還が全額免除されます。

【条件1】

貸付期間の1.5倍に相当する期間（必要従事期間：9年間）を、広島県内の公的医療機関等^{※1}において医師の業務に従事する。

【条件2】

必要従事期間から広島大学病院等県内で初期臨床研修を受けた期間（2年間）を減じた期間（7年間）の1/2の期間（1年に満たない端数は1年に切り上げて4年間。）を、次のいずれかで従事する。

- ①知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関^{※2}
- ②公的医療機関等の知事が指定する診療科（病理診断科^{※3}）

※1、※2、※3について、規則改正等により変更となる場合があります。

- ◆その他◆ 奨学金の貸付を受けるには、2人以上の連帯保証人が必要です。



●お問い合わせ先● 広島県 健康福祉局 医療介護人材課 医療支援グループ（担当：寺本）
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
電話 082-513-3062 E-mail fuiryujinzai@pref.hiroshima.lg.jp

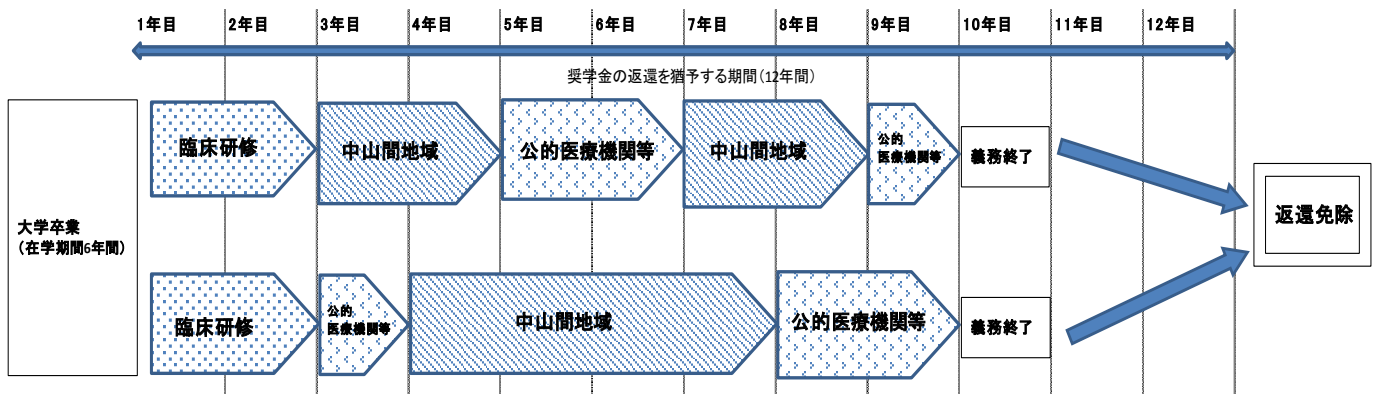
広島県内の公的医療機関等一覧

公的医療機関等	所在市町	知事の指定		公的医療機関等	所在市町	知事の指定	
		中山間地域等 公的医療機関	指定臨床研修			中山間地域等 公的医療機関	指定臨床研修
		13医療機関	16医療機関			13医療機関	16医療機関
広島市立広島市民病院	広島市		○	公立世羅中央病院	世羅町	○	
広島赤十字・原爆病院	広島市		○	府中市立湯が丘病院	府中市	○	
広島市立舟入病院	広島市			府中市市民病院	府中市	○	
広島大学病院	広島市		○	府中北市民病院	府中市	○	
県立広島病院	広島市		○	神石高原町立病院	神石高原町	○	
広島市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション病院	広島市			済生会 広島病院	坂町		
広島市立安佐市民病院	広島市		○	広島西医療センター	大竹市		○
広島市医師会運営・安芸市民病院	広島市			広島総合病院	廿日市市		○
福山医療センター	福山市		○	吉田総合病院	安芸高田市	○	
福山市民病院	福山市		○	安芸太田病院	安芸太田町	○	
広島県立福山若草園	福山市			北広島町豊平病院	北広島町	○	
中国労災病院	呉市		○	東広島医療センター	東広島市		○
呉医療センター	呉市		○	賀茂精神医療センター	東広島市		
済生会呉病院	呉市			県立安芸津病院	東広島市		
公立下蒲刈病院	呉市	○		広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センター	東広島市		
総合病院三原赤十字病院	三原市			広島県立障害者療育支援センターわかば療育園	東広島市		
公立みつぎ総合病院	尾道市	○	○	市立三次中央病院	三次市	○	○
尾道市立市民病院	尾道市		○	総合病院庄原赤十字病院	庄原市	○	
尾道総合病院	尾道市		○	庄原市立西城市民病院	庄原市	○	

広島県内の中山間地域等の医療機関一覧



勤務期間のイメージ



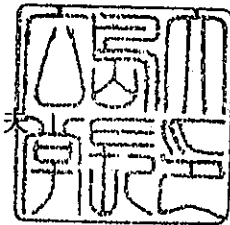


平成 30 年度
医学部入学定員増員計画

広大総務第 17-70 号
平成 29 年 7 月 19 日

文部科学省高等教育局長 殿

広島大学長
越 智 光



「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について（平成 29 年 7 月 10 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	広島大学財務・総務室財務・総務部総務グループ 主査（法規主担当） 花 岡 俊 輔
	TEL	082-424-6018
	FAX	082-424-6020
	E-mail	soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

1. 現在（平成 29 年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	編入学定員	収容定員
120 名	0 名	717 名

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の平成 30 年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	編入学定員	収容定員
115 名	0 名	715 名

3. 平成 30 年度の増員計画

入学定員	編入学定員	収容定員
120 名	0 名	720 名

↓内訳

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増 5 名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(都道府県名)	5 名
-------------	---------	-----

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	0 名
--------------	---------	-----

(2) (1) のうち平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に係る入学定員／編入学定員増 5 名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(都道府県名)	5 名
-------------	---------	-----

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	0 名
--------------	---------	-----

(3) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増 0 名

ア. 連携する大学

(4) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例 0 名

ア. 歯学部の削減人数 名

(歯学部入学定員：29 年度 名 → 30 年度 名)

* 編入学定員の削減の場合はその旨付記して下さい。

4. 地域の医師確保のための入学定員増について

<p>① 大学が講ずる措置</p>	<p>通知 2 (1) 記載の「大学が講ずる措置」に係るこれまでの取組について記入して下さい。</p> <p>広島県医師育成奨学金(広島大学ふるさと枠)制度を基に、平成 21 年度から県内の高等学校を対象に医学部医学科推薦入試「ふるさと枠」を実施(募集人員 5 名)することとした。なお、広島県との協議の結果、同年度から上記「ふるさと枠」の募集人員を 5 名増員し、10 名とすることとした。</p> <p>平成 22 年度からは、「経済財政改革の基本方針 2009」を踏まえた広島県・岡山県両県の「地域医療再生計画」に基づき、上記「ふるさと枠」の入学定員 7 名増を行い、うち 5 名は広島県コース、2 名は岡山県コースとし、前年度とあわせて「ふるさと枠」の募集人員を計 17 名(広島県コース 15 名、岡山県コース 2 名)として学生募集を実施した。</p> <p>平成 25 年度からは、「地域の医師確保対策 2012」に基づき広島県と協議した結果、「ふるさと枠(広島県コース)」の募集人員を 3 名増員し、「ふるさと枠」の募集人員を計 20 名(広島県コース 18 名、岡山県コース 2 名)として学生募集を実施した。</p>
	<p>通知 2 (1) 記載の「大学が講ずる措置」に係る平成 30 年度以降の取組について具体的に記入して下さい。</p> <p>広島県と協議の結果、平成 29 年度で終了する上記「ふるさと枠」の医学部入学定員の暫定措置(5 名)の延長を申請することとした。</p> <p>したがって、平成 30 年度からも上記「ふるさと枠」の募集人員を広島県コース 18 名、岡山県コース 2 名の計 20 名のまま維持したいと考えている。</p> <p>なお、平成 30 年度からも引き続き、推薦入試「ふるさと枠」の「広島県コース」として奨学金の受給を条件とした学生募集を実施する予定である。</p>
<p>② 地域医療を担う医師の養成に関する取組</p>	<p>①のほか、地域枠の学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からこれまでの取組について記入して下さい。</p> <p>地域の医師確保等に対応するため、平成 21 年度から奨学金を伴う地域枠として「ふるさと枠」入学制度を開始した。卒後一定期間の指定医療機関等への従事義務を伴うふるさと枠学生に対して、卒後の進路に夢を持ち、モチベーションを高められるよう、一般枠学生より早期に、かつ、深く地域医療や総合診療を体験できる教育を平成 22 年度の地域医療システム学講座(広島県</p>

	<p>からの寄附講座)設置時より開始した。</p> <p>主なプログラムとして、週一回昼食時に開催する「ふるさと枠セミナー」、学生の長期休暇中に実施する「地域医療実習」や「海外視察」、1年生、4年生、6年生、卒後1年目の臨床研修医への「個別面談」などがある。</p> <p>「ふるさと枠セミナー」は、医療面接や基本診察の実習に加えて地域医療に関するディスカッションなどを行っている。こういった内容は幹部学年の学生が自主的に計画し、地域医療システム学講座の教員の指導のもと自主的に実施している。</p> <p>「地域医療実習」は、夏季実習において広島県内10数カ所の医療機関と連携し、それぞれの地域や施設の特徴を活かしたプログラムとなっている。実習終了後は、全体報告会を開催して学生間の意識の共有を図っている。冬季実習は一泊二日の合宿形式で講演会、グループワーク等を行っている。春季実習も、県内医療機関での現地実習としている。また、「ふるさと枠」岡山県コースの学生については、上記広島県内での実習に加えて、岡山大学及び岡山県との連携のもと、岡山県内の医療機関での現地実習を行っている(夏期及び春期休暇中)。</p> <p>さらに、希望学生に対して夏季休暇中を利用した「海外視察」を実施し、海外の地域医療にも触れる機会を与えている(過去にオーストラリア1回、ネパールを2回訪問)。</p> <p>「個別面談」については、地域医療システム学講座の教員が該当学年の学生全員に対して行っている。1年生は学業及び大学生活全般、4年生は卒業後の進路、6年生は臨床研修に関する個別指導を行っている。卒後1年目の臨床研修医については、専門診療科の選択及びキャリアプランについて個別相談を行っている。また、卒後2年目以降の医師については、必要に応じて、所属予定あるいは所属中の診療科、地域医療システム学講座、及び広島県が連携をとりながら本人のキャリア相談に応じている。なお、奨学金返還免除条件を満たしながら医師として活躍できるように診療科ごとのキャリアプランを平成25年度に作成し、学生及び卒業生に対して公開している。</p>
	<p>上記の観点から平成30年度以降新たに行おうとする(又は拡充しようとする)取組について記入して下さい。</p> <p>「ふるさと枠」の第一期入学生(平成21年度入学)が昨年度臨床研修を終了し、現在広島県内の地域医療機関で医師として勤務している。また、第二期入学生、第三期入学生も現在臨床研修中である。これら卒業生が「ふるさと枠」学生の教育に直接関わるような仕組みづくりを予定している。</p> <p>さらに、新専門医制度に対応した診療科ごとのキャリアプラン第二版を作成中である。</p>
<p>③都道府県等との</p>	<p>通知2(2)記載の「都道府県が講ずる措置」について、奨学金の設定主体及び支給額(月額及び卒業までの総支給額)、返還免除の条件、支給対象及び在学</p>

<p>連携</p>	<p>中の学生に対する都道府県の相談・指導，卒後のキャリアパス形成等について具体的に記入して下さい。</p> <p>また，都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第 64 号）第 4 条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。</p> <p>（ふるさと枠広島県コース）</p> <p>○奨学金の設定主体：広島県</p> <p>○支給額：月額 20 万円 卒業までの総支給額 1, 440 万円</p> <p>○返還免除の条件：貸与終了後，貸与期間の 2 倍に相当する期間は，奨学金の返還を猶予。その間に，次の条件を満たした場合，奨学金の返還を全部免除。</p> <p>条件 1：貸与期間の 1.5 倍に相当する期間（必要従事期間。広島大学病院等県内での初期臨床研修 2 年間を含む。）を広島県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する。</p> <p>条件 2：必要従事期間から初期臨床研修 2 年間を除いた期間の 1/2 の期間（1 年に満たない端数は 1 年に切上げ）を次のいずれかで従事する。</p> <p>①知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等</p> <p>②公的医療機関等の知事が指定する診療科</p> <p>○支給対象：ふるさと枠広島県コース入学者（1～6 年生）</p> <p>○広島県による学生及び卒業生支援：在学中の学生及び卒業生に対して，広島県が地域医療システム学講座，広島県地域医療支援センターと共同し，相談・指導・支援を行っている。具体的には，上記②記載の「ふるさと枠セミナー」に広島県担当者，広島県地域医療支援センター担当者も出席し，奨学金返還免除条件，県内地域医療の現状，県民の期待などを伝えている。「地域医療実習」も地域医療システム学講座，広島県地域医療支援センターと共同で企画・運営している。地域医療システム学講座が学生及び卒業生に行う個別面談の内容についても広島県と広島県地域医療支援センターが共有しており，学生や卒業生からの質問や要望に対して，地域医療システム学講座の教員を介して個別に回答している。また②に記載のとおり，診療科別キャリアプランを平成 25 年度に広島大学と共同で作成し，現在，新専門医制度に合わせてその第二版を作成中である。卒業生の医療機関への配置については広島県，広島大学，広島県地域医療支援センター，県内市町，医師会等が共同で設置している「ふるさと枠医師等キャリア支援委員会」にて検討，決定している。</p>
<p>④ 都道府県が貸与</p>	<p>上記の都道府県が貸与する奨学金について，<u>どのような方法で対象学生を選抜するか</u>，<u>大学と都道府県との連携の在り方も含め</u>，現時点の検討</p>

<p>する奨学金を貸与する者の選抜方法</p>	<p>状況を具体的に記入して下さい。なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。</p> <p>(ふるさと枠広島県コース) <平成 30 年度入試予定></p> <p>① 選抜方法及び募集人員： 推薦入試 18 名</p> <p>② 出願資格： 広島県内の高等学校を前年度に卒業又は当該年度の 3 月に卒業見込みの者で、以下の要件を有し、各学校長からの推薦を受けた者(ただし、各学校からの推薦者数は 5 名以内とする。)</p> <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査書の評定平均値が 4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者 ・ 広島県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者 <p>③ 合格者判定： 複数の面接員による面接試験、大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し、判定する。なお、面接試験では、広島県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。</p>
	<p><u>平成 22 年度以降に同様の枠組みで増員した人数についても、都道府県が貸与する奨学金の対象学生の選抜方法を記入して下さい。</u>なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。</p> <p><平成 22 年度入試></p> <p>① 選抜方法及び募集人員： (1) 推薦入試(ふるさと枠広島県コース) 10 名 (2) 一般入試(前期日程)にふるさと枠広島県コース 5 名、ふるさと枠岡山県コース 2 名を設けて選抜。一般入試(前期日程)の出願者のうち、ふるさと枠の併願者を選抜の対象とする。</p> <p>② 出願資格： (1) 推薦入試 広島県内の高等学校を前年度に卒業又は当該年度の 3 月に卒業見込みの者で、以下の要件を有し、各学校長からの推薦を受けた者(ただし、各学校からの推薦者数は 5 名以内(予定)とする。)</p>

- ・調査書の評定平均値が 4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・将来、広島県で医療を担う強い意志のある者
- ・広島県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

(2) 一般入試（前期日程）

志願者のうち以下の要件を満たす者とする。

（ふるさと枠広島県コース）

- ・広島県内の高等学校出身者
- ・広島県が貸付ける奨学金を受給し、かつ卒業後は、広島県の地域医療に従事する強い意志のある者

（ふるさと枠岡山県コース）

- ・岡山県内の高等学校出身者又は本人若しくは保護者が岡山県内に居住する者
- ・岡山県が貸付ける奨学金を受給し、かつ卒業後は、岡山県の地域医療に従事する強い意志のある者

③合格者判定：

(1) 推薦入試

複数の面接員による面接試験、大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し、判定する。なお、面接試験では、広島県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

(2) 一般入試（前期日程）

大学入試センター試験、個別学力試験（数学、理科（物理、化学、生物から 2 科目）、外国語）及び面接試験（複数の面接員による。）の総合点で判定する。なお、面接試験では、広島県及び岡山県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県及び岡山県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

<平成 23～24 年度入試>

①選抜方法及び募集人員：

推薦入試（ふるさと枠広島県コース 15 名、ふるさと枠岡山県コース 2 名）

②出願資格：

（ふるさと枠広島県コース）

広島県内の高等学校を前年度に卒業又は当該年度の 3 月に卒業見込みの者で、以下の要件を有し、各学校長からの推薦を受けた者（ただし、各学校からの推薦者数は 5 名以内とする。）

<要件>

- ・調査書の評定平均値が4.3以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・広島県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

(ふるさと枠岡山県コース)

次の①から③までのいずれかに該当し、学校長(教育施設の長)が以下の要件を有し、責任を持って推薦でき、合格した場合、入学を確約できる者(ただし、各学校からの推薦者数は2名以内とする。)

- ①岡山県内の高等学校を前年度に卒業した者及び当該年度に卒業見込みの者
- ②岡山県以外の都道府県に所在する高等学校若しくは中等教育学校を前年度に卒業した者及び当該年度の3月に卒業見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者
- ③文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を前年度に修了した者及び当該年度の3月までに修了見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者

<要件>

- ・調査書の評定平均値が4.3以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・岡山県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

③合格者判定:

複数の面接員による面接試験、大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し、判定する。なお、面接試験では、広島県及び岡山県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県及び岡山県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

<平成25年度入試>

①選抜方法及び募集人員:

- (1)推薦入試(ふるさと枠広島県コース15名、ふるさと枠岡山県コース2名)
- (2)一般入試(後期日程)にふるさと枠広島県コース3名を設けて選抜。一般入試(後期日程)の出願者のうち、ふるさと枠広島県コースの併願者を選抜の対象とする。

②出願資格:

- (1)推薦入試

(ふるさと枠広島県コース)

広島県内の高等学校を前年度に卒業又は当該年度の3月に卒業見込みの者で、以下の要件を有し、各学校長からの推薦を受けた者(ただし、各学校からの推薦者数は5名以内とする。)

<要件>

- ・調査書の評定平均値が4.3以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・広島県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

(ふるさと枠岡山県コース)

次の①から③までのいずれかに該当し、学校長(教育施設の長)が以下の要件を有し、責任を持って推薦でき、合格した場合、入学を確約できる者(ただし、各学校からの推薦者数は2名以内とする。)

- ①岡山県内の高等学校を前年度に卒業した者及び当該年度に卒業見込みの者
- ②岡山県以外の都道府県に所在する高等学校若しくは中等教育学校を前年度に卒業した者及び当該年度の3月に卒業見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者
- ③文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を前年度に修了した者及び当該年度の3月までに修了見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者

<要件>

- ・調査書の評定平均値が4.3以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・岡山県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

(2) 一般入試(後期日程)

志願者のうち以下の要件を満たす者とする。

- ・広島県内の高等学校出身者
- ・広島県が貸付ける奨学金を受給し、かつ卒業後は、広島県の地域医療に従事する強い意志のある者

③合格者判定:

(1) 推薦入試

複数の面接員による面接試験、大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し、判定する。なお、面接試験では、広島県及び岡山県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県及び岡山県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

(2) 一般入試(後期日程)

大学入試センター試験及び面接試験(複数の面接員による。)の総合点で判定する。なお、面接試験では、広島県の担当者が面接員として加わり、医療人としての適性評価と広島県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。

<平成 26～29 年度入試>

① 選抜方法及び募集人員：

推薦入試(ふるさと枠広島県コース 18 名，ふるさと枠岡山県コース 2 名)

② 出願資格：

(ふるさと枠広島県コース)

広島県内の高等学校を前年度に卒業又は当該年度の 3 月に卒業見込みの者で、以下の要件を有し、各学校長からの推薦を受けた者(ただし、各学校からの推薦者数は 5 名以内とする。)

<要件>

- ・ 調査書の評定平均値が 4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・ 広島県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

(ふるさと枠岡山県コース)

次の①から③までのいずれかに該当し、学校長(教育施設の長)が以下の要件を有し、責任を持って推薦でき、合格した場合、入学を確約できる者(ただし、各学校からの推薦者数は 2 名以内とする。)

- ① 岡山県内の高等学校を前年度に卒業した者及び当該年度に卒業見込みの者
- ② 岡山県以外の都道府県に所在する高等学校若しくは中等教育学校を前年度に卒業した者及び当該年度の 3 月に卒業見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を前年度に修了した者及び当該年度の 3 月までに修了見込みの者で、出願時において本人又は保護者が岡山県内に居住している者

<要件>

- ・ 調査書の評定平均値が 4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・ 岡山県が貸付ける奨学金の受給を希望する者で、合格した場合は入学することを確約できる者

③ 合格者判定：

複数の面接員による面接試験，大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し，判定する。なお，面接試験では，広島県及び岡

	<p>山県の担当者が面接員として加わり，医療人としての適性評価と広島県及び岡山県の地域医療に従事する強い意志を有しているかを確認する。</p>
<p>⑤その他</p>	<p>その他，地域の医師確保の観点から大学の今後の取組について自由に記入して下さい。</p> <p>とくに，都道府県からの奨学金の貸与を受ける者，地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら，記入して下さい。</p> <p>「ふるさと枠」に限らず医学科全学生について，3年次，4年次，6年次に地域医療に関する講義を実施している。また5年次には，地域医療実習を行っている。これは広島県知事が指定する中山間地の医療機関において一週間泊まり込みで行う臨床実習である。こういった教育を拡充することで地域に根ざした医療人のさらなる養成を目指す。</p> <p>「ふるさと枠」入学者の確保については，地域枠入学制度に関する説明会を実施しており，また，大学ホームページの入学試験関連ホームページ及び地域医療システム学講座のホームページにおいて入学パンフレットを公開している。さらに，希望があれば高校まで出向いて学生や進学担当教員に対して説明会を実施している。</p> <p>「ふるさと枠」広島県コースについては，例年，募集定員の3倍を超える応募者があり，入学者が定員を満たさなかった年は無い。</p>

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オ チ ミ ツ オ 越 智 光 夫 <平成27年4月>		医学博士		広島大学長 (平成27年4月)

別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等												
(医学部医学科)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	教授	アイザワ ヒデノリ 相澤 秀紀 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 脳神経医学Ⅰ※ 人体構造学Ⅰ※ 人体構造学Ⅱ※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 1後 1後 2前 4後 1～6	0.2 0.3 0.8 1.2 10 0.1	1 1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成23.4	5日
-	専	教授	ヨシズミ マサオ 吉栖 正生 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 組織細胞機能学※ 器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 2通 3通 4後 1～6	0.2 1 0.2 10 0.1	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成8.5	5日
-	専	教授	ハシモト コウイチ 橋本 浩一 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 脳神経医学Ⅰ※ 組織細胞機能学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 1後 2通 4後 1～6	0.2 0.6 1.1 10 0.1	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成10.4	5日
-	専	教授	イマイズミ カズノリ 今泉 和則 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 組織細胞機能学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 2通 4後 1～6	0.2 1 10 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成12.11	5日
-	専	教授	アサノ トモイチロウ 浅野 知一郎 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 組織細胞機能学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 2通 4後 1～6	0.2 1 10 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成4.7	5日
-	専	教授	サカイ ノリオ 酒井 規雄 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究序論※ 生命・医療倫理学 脳神経医学Ⅰ※ 生体反応学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 1後 1後 2後 4後 1～6	0.2 1.2 0.7 1.5 10 0.1	1 1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成6.6	5日
-	専	教授	ヤスイ ワタル 安井 弥 <平成30年4月>		医学博士		医学研究序論※ 病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 先端基盤医学方法論※	1後 3前 4後 5通 1～6	0.2 1.5 10 0.6 0.1	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成1.5	5日
-	専	教授	タケシマ ユキオ 武島 幸男 <平成30年4月>		博士(医学)※		医学研究序論※ 病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 先端基盤医学方法論※	1後 3前 4後 5通 1～6	0.2 0.7 10 0.6 0.1	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成3.4	5日
-	専	教授	サカグチ タケマサ 坂口 剛正 <平成30年4月>		博士(医学)※		医学研究序論※ 生体反応学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 2後 4後 1～6	0.2 1.2 10 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 昭和62.4	5日
-	専	教授 (医学科長)	タナカ ジュンコ 田中 純子 <平成30年4月>		医学博士		医学研究序論※ 社会医学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 4前 4後 1～6	0.2 1.6 10 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成2.4	5日
-	専	教授	エボシダ アキラ 鳥帽子田 彰 <平成30年4月>		医学博士※		医学研究序論※ 社会医学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※ 専門教養・国際協力論	1後 4前 4後 1～6 1後	0.2 1.2 10 0.1 0.9	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成7.7	5日
-	専	教授	ナガオ マサタカ 長尾 正崇 <平成30年4月>		医学博士		医学研究序論※ 社会医学※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 4前 4後 1～6	0.2 1 10 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成20.1	5日
-	専	教授	カンノ マサモト 菅野 雅元 <平成30年4月>		医学博士		医学研究序論※ 生体反応学※ 器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 医学研究実習※ 先端基盤医学方法論※	1後 2後 3通 4後 1～6	0.2 2.6 0.1 10 0.1	1 1 1 1 1	広島大学 大学院 歯歯薬保健学 研究科 教授 平成3.9	5日

調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
-	専	教授	チャヤマ カズアキ 茶山 一彰 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成12.9	5日
-	専	教授	ハットリ ノボル 服部 登 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成17.4	5日
-	専	教授	マルヤマ ヒロフミ 丸山 博文 <平成30年4月>		博士(医学)		人類遺伝学※ 器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習入門プログラム 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2前 3通 4後 4後 5通 5-6	0.4 0.3 0.1 10 1.2 10	1 1 1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成10.9	5日
-	専	教授	コバヤシ マサオ 小林 正夫 <平成30年4月>		医学博士		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習Ⅰ アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.5 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 昭和58.4	5日
-	専	教授	スエダ タイジロウ 末田 泰二郎 <平成30年4月>		医学博士		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 昭和61.12	5日
-	専	教授	オオダン ヒデキ 大段 秀樹 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成15.4	5日
-	専	教授	クリス カオル 栗栖 薫 <平成30年4月>		医学博士		脳神経医学Ⅰ※ 器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	1後 3通 4後 5通 5-6	0.2 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 昭和62.9	5日
-	専	教授	アダチ ノブオ 安達 伸生 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科(医) 教授 平成15.4	5日
-	専	教授(学部長)	ヒデ ミチヒロ 秀 道広 <平成30年4月>		医学博士		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成8.4	5日
-	専	教授	マツバラ アキオ 松原 昭郎 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成10.11	5日
-	専	教授	キウチ ヨシアキ 木内 良明 <平成30年4月>		医学博士		組織細胞機能学※ 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2通 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成18.8	5日
-	専	教授	アワイ カズオ 栗井 和夫 <平成30年4月>		医学博士		放射線生物学・放射線健康リスク科学※ 器官・システム病態制御学Ⅰ※ 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 放射線生物学・放射線健康リスク科学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2前 3通 3通 2前 4後 5通 5-6	0.4 0.1 0.2 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成22.2	5日
-	専	教授	ナガタ ヤスシ 永田 靖 <平成30年4月>		医学博士		放射線生物学・放射線健康リスク科学※ 全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2前 3通 4後 5通 5-6	0.2 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学研究科 教授 平成2.4	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	教授	クドウ ヨシキ 工藤 美樹 ＜平成30年4月＞		医学博士		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.4 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 教授 平成14.11	5日
-	専	教授	カワモト マサシ 河本 昌志 ＜平成30年4月＞		医学博士		器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 全身性疾患制御学※ 臨床実習入門プログラム ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 4後 5通 5-6	0.1 0.1 0.1 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 教授 昭和63.10	5日
-	専	教授	キハラ ヤスキ 木原 康樹 ＜平成30年4月＞		医学博士※		器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 教授 平成20.1	5日
-	専	教授	シメ ノブアキ 志馬 伸朗 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		臨床実習入門プログラム ※ 全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.3 10 1.2 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 教授 平成27.9	5日
-	専	教授	タシロ サトシ 田代 聡 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		放射線生物学・放射線健 康リスク科学※ 器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 放射線生物学・放射線健 康リスク科学※※ 医学研究実習※	2前 3通 3通 2前 4後	0.4 0.1 0.2 0.1 10	1 1 1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成12.9	5日
-	専	教授	カワカミ ヒデシ 川上 秀史 ＜平成30年4月＞		博士(医学)※		人類遺伝学 医学研究実習※	2前 4後	0.2 10	1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成5.4	5日
-	専	教授	ヤスダ ヒロシ 保田 浩志 ＜平成30年4月＞		博士(工学)		放射線生物学・放射線健 康リスク科学※ 医学研究実習※	2前 4後	0.3 10	1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成27.10	5日
-	専	教授	マツウラ シンヤ 松浦 伸也 ＜平成30年4月＞		医学博士		人類遺伝学 放射線生物学・放射線健 康リスク科学※ 医学研究実習※	2前 2前 4後	0.2 0.2 10	1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成7.8	5日
-	専	教授	ヒガシ ユキヒト 東 幸仁 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成14.7	5日
-	専	教授	イナバ トシヤ 稲葉 俊哉 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		放射線生物学・放射線健 康リスク科学※ 医学研究実習※	2前 4後	0.2 10	1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成13.1	5日
-	専	教授	ヒロハシ ノブユキ 廣橋 伸之 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		放射線生物学・放射線健 康リスク科学※ 全身性疾患制御学※ 医学研究実習※	2前 3通 4後	0.3 0.3 10	1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成19.4	5日
-	専	教授	イチノヘ タツオ 一戸 辰夫 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.5 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成11.8	5日
-	専	教授	オカダ モリヒト 岡田 守人 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 研究所 教授 平成19.4	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	教授	タヅマ ススム 田妻 進 ＜平成30年4月＞		医学博士		コミュニケーション学※ ※ 全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	1後 3通 5通 5-6	0.2 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 教授 昭和62.10	5日
-	専	教授	ヨコタ カズノリ 横田 和典 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		器官・システム病態制御 学II※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 教授 平成23.4	5日
-	専	教授	スギヤマ エイジ 杉山 英二 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		器官・システム病態制御 学II※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.4 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 教授 昭和58.10	5日
-	専	教授	オオゲ ヒロキ 大毛 宏喜 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 教授 平成16.4	5日
-	専	教授	マサキ タカオ 正木 崇生 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		組織細胞機能学※ 器官・システム病態制御 学I※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2通 3通 5通 5-6	0.2 0.3 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 教授 平成23.4	5日
-	専	教授	スギヤマ カズヒコ 杉山 一彦 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 教授 平成3.4	5日
-	専	教授	ウメモト セイジ 梅本 誠治 ＜平成30年4月＞		医学博士		(研究指導)		-		広島大学 病院 総合医療研究推 進センター 教授 平成6.3	5日
-	専	教授	ヒヤマ エイソウ 檜山 英三 ＜平成30年4月＞		医学博士		(研究指導)		-		広島大学 自然 科学研究支援開 発センター 教授 平成16.3	5日
-	専	教授	ソトマル ユウスケ 外丸 祐介 ＜平成30年4月＞		博士 (生物環境 調節学)		(研究指導)		-		広島大学 自然 科学研究支援開 発センター 教授 平成17.2	5日
-	専	准教授	カネコ マサユキ 金子 雅幸 ＜平成30年4月＞		博士 (薬学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後 10	0.9 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 准教授 平成26.7	5日
-	専	准教授	カマタ ヒデアキ 鎌田 英明 ＜平成30年4月＞		農学博士		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後 10	0.7 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 准教授 平成18.4	5日
-	専	准教授	オオウエ ナオヒデ 大上 直秀 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	3前 4後 5通 10	0.7 10 0.6	1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 准教授 平成14.4	5日
-	専	准教授	イリエ タカシ 入江 崇 ＜平成30年4月＞		博士 (薬学)		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後 10	0.1 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 准教授 平成17.8	5日
-	専	准教授	ナメラ アキラ 奈女良 昭 ＜平成30年4月＞		博士 (薬学)		社会医学※ 医学研究実習※	4前 4後 10	0.5 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 准教授 平成8.1	5日

調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
-	専	准教授	イトウ マサノリ 伊藤 公訓 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.2 10 2.4 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成12.6	5日
-	専	准教授	ヘイズ クレアー ネルソン HAYES CLAIR NELSON <平成30年4月>		博士(生物学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	4後 5通	10 2.4	1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成22.6	5日
-	専	准教授	ホソミ ナオヒサ 細見 直永 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成15.7	5日
-	専	准教授	オカモト ヤスマサ 岡本 泰昌 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成7.4	5日
-	専	准教授	ムラカミ ヨシアキ 村上 義昭 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成6.4	5日
-	専	准教授	タナカ ユカ 田中 友加 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 1.2 10	1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科(医) 准教授 平成21.4	5日
-	専	准教授	タナベ カズアキ 田邊 和照 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成16.8	5日
-	専	准教授	イカワ フサオ 井川 房夫 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成9.4	5日
-	専	准教授	クボ タダヒコ 久保 忠彦 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成17.4	5日
-	専	准教授	タナカ アキオ 田中 暁生 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成19.10	5日
-	専	准教授	テイシマ ジュン 亭島 淳 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成16.10	5日
-	専	准教授	チカマ タイイチロウ 近間 泰一郎 <平成30年4月>		博士(医学)		人類遺伝学 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2前 3通 4後 5通 5-6	0.2 0.1 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成11.4	5日
-	専	准教授	タケノ サチオ 竹野 幸夫 <平成30年4月>		医学博士		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成9.4	5日
-	専	准教授	ババ ヤスタカ 馬場 康貴 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学研究科 准教授 平成27.7	5日

調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
-	専	准教授	ハマダ ヒロシ 濱田 宏 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成15.4	5日
-	専	准教授	ナカノ ユキコ 中野 由紀子 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成26.8	5日
-	専	准教授	ヤマモト ヒデア 山本 秀也 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学I※ 器官・システム病態制御学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 4後 5通 5-6	0.1 0.2 10 1.2 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成13.4	5日
-	専	准教授	オオシモ シンイチロウ 大下 慎一郎 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成26.4	5日
-	専	准教授	チャヤマ ヒロミ 茶山 弘美 <平成30年4月>		博士(医学)		(研究指導)		-		広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成24.4	5日
-	専	准教授	マツシタ タケヒコ 松下 毅彦 <平成30年4月>		博士(医学)		医療者プロフェッショナルリズム 器官・システム病態制御学I※ 臨床実習入門プログラム 生命・医療倫理学	1前 3通 4後 1後	2 0.3 0.2 0.1	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 准教授 平成24.10	5日
-	専	准教授	フジモト ナリアキ 藤本 成明 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成4.4	5日
-	専	准教授	モリノ ヒロユキ 森野 豊之 <平成30年4月>		博士(医学)		人類遺伝学 医学研究実習※	2前 4後	0.2 10	1 1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成18.3	5日
-	専	准教授	サトウ ケンイチ 佐藤 健一 <平成30年4月>		博士(理学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成8.4	5日
-	専	准教授	ナカ カズヒト 仲 一仁 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成15.10	5日
-	専	准教授	フクシマ ノリヤス 福島 伯泰 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学II※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成29.4	5日
-	専	准教授	ミヤタ ヨシヒロ 宮田 義浩 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 原爆放射線医科学研究所 准教授 平成16.10	5日
-	専	准教授	ミゾオカ マサフミ 溝岡 雅文 <平成30年4月>		博士(医学)		コミュニケーション学※ 全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	1後 3通 5通 5-6	0.4 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 准教授 平成21.5	5日
-	専	准教授	タナカ ノブヒロ 田中 信弘 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学I※ 器官・システム病態制御学II※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 5通 5-6	0.1 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 准教授 平成15.4	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	准教授	カワカミ ヨシイク 川上 由育 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 総合医療研究推 進センター 准教授 平成17.4	5日
-	専	講師	イシダ マリ 石田 万里 <平成30年4月>		博士(医学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.5 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成14.10	5日
-	専	講師	コクボ ヒロキ 小久保 博樹 <平成30年4月>		博士(理学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.6 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成6.4	5日
-	専	講師	タケモト ユミ 竹本 裕美 <平成30年4月>		博士(薬学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.5 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 昭和61.4	5日
-	専	講師	カネモト ソウシ 金本 聡自 <平成30年4月>		博士(バイオサイ エンス)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.3 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成24.9	5日
-	専	講師	ナカツ ユウスケ 中津 祐介 <平成30年4月>		博士(医薬学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.7 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成19.4	5日
-	専	講師	タナカ シゲル 田中 茂 <平成30年4月>		博士(医学)		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後	1.1 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成20.4	5日
-	専	講師	センタニ カズヒロ 仙谷 和弘 <平成30年4月>		博士(医学)		病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	3前 4後 5通	0.7 10 0.6	1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成20.4	5日
-	専	講師	アマティア ヴィシュワ ジート AMATYA VISHWA JEET <平成30年4月>		博士(医学)		病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	3前 4後 5通	0.7 10 0.6	1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成17.5	5日
-	専	講師	オチ ヒデノリ 越智 秀典 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成20.6	5日
-	専	講師	イワモト ヒロシ 岩本 博志 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成27.1	5日
-	専	講師	フジタカ カズノリ 藤高 一慶 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成17.10	5日
-	専	講師	オカダ ゴウ 岡田 剛 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成28.8	5日
-	専	講師	オカダ サトシ 岡田 賢 <平成30年4月>		博士(医学)		人類遺伝学 全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2前 3通 4後 5通 5-6	0.2 0.2 10 0.6 10	1 1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 講師 平成27.6	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	講師	ウエムラ ケンイチロウ 上村 健一郎 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 1.2 10	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 講師 平成16.4	5日
-	専	講師	コウ ジェ 高 知愛 <平成30年4月>		博士(理学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 講師 平成25.4	5日
-	専	講師	ムラカミ ユウジ 村上 祐司 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 講師 平成17.4	5日
-	専	講師	カーク ポール トムセン KIRK PAUL THOMSEN <平成30年4月>		Mechanical engineer (Lauder Advanced Technical College)		医学英語	3通	12	6	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 講師 平成19.10	5日
-	専	講師	ソン ケイエイ 孫 継英 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医科学研究 所 講師 平成16.10	5日
-	専	講師	ミヤモト タツオ 宮本 達雄 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医科学研究 所 講師 平成20.8	5日
-	専	講師	ホンジョ ヤスコ 本庶 仁子 <平成30年4月>		博士(理学)		器官・システム病態制御 学II※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 原爆 放射線医科学研究 所 講師 平成26.8	5日
-	専	講師	カドヤ タカユキ 角舎 学行 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 原爆 放射線医科学研究 所 講師 平成23.4	5日
-	専	講師	カンノ ケイシ 菅野 啓司 <平成30年4月>		博士(医学)		コミュニケーション学※ 全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	1後 3通 5通 5-6	0.2 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 講師 平成18.11	5日
-	専	講師	イイダ コウジ 飯田 幸治 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成16.10	5日
-	専	講師	ヤマサキ フミユキ 山崎 文之 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成19.1	5日
-	専	講師	タカハシ テツヤ 高橋 哲也 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 1.2 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成18.3	5日
-	専	講師	ヤマシタ ヒデヒサ 山下 英尚 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学II※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成15.10	5日
-	専	講師	タケナカ ジョウジ 竹中 丈二 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学II※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成28.8	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	講師	ハラダ ヨウスケ 原田 陽介 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成19.4	5日
-	専	講師	イモン ケンタロウ 井門 謙太郎 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 5通 5-6	0.1 0.4 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 講師 平成17.10	5日
-	専	講師	タクミダ マサヤ 工田 昌也 ＜平成30年4月＞		医学博士		組織細胞機能学※ 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	2通 3通 5通 5-6	0.1 0.2 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 講師 平成7.4	5日
-	専	講師	タカハシ シンヤ 高橋 信也 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 1.2 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成19.4	5日
-	専	講師	アイカタ ヒロシ 相方 浩 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 2.4 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成17.4	5日
-	専	講師	イマムラ ミチオ 今村 道雄 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 2.4 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成17.5	5日
-	専	講師	オカ シロウ 岡 志郎 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 2.4 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成19.4	5日
-	専	講師	エギ ヒロユキ 恵木 浩之 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 1.2 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成22.4	5日
-	専	講師	ハマイ ヨウイチ 浜井 洋一 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成25.1	5日
-	専	講師	ヨネダ マサヤス 米田 真康 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.3 2.4 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成23.4	5日
-	専	講師	カワグチ ヒロシ 川口 浩史 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.6 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成22.12	5日
-	専	講師	ミハラ ケイチロウ 三原 圭一郎 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成15.1	5日
-	専	講師	カワイ ミキオ 河合 幹雄 ＜平成30年4月＞		学士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成28.4	5日
-	専	講師	ナカニシ カズヨシ 中西 一義 ＜平成30年4月＞		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 器官・システム病態制御学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 5通 5-6	0.1 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 講師 平成18.10	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	講師	サヌキ ミチヨシ 讃岐 美智義 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.2 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成19.4	5日
-	専	講師	フクダ ヒデキ 福田 秀樹 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成9.8	5日
-	専	講師	イノウエ ショウゴ 井上 省吾 <平成30年4月>		学士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成21.4	5日
-	専	講師	タツガミ フミナリ 立神 史稔 <平成30年4月>		博士(医学)		社会医学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4前 5通 5-6	0.3 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成23.9	5日
-	専	講師	クリス サトシ 栗栖 智 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅰ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 1.2 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成22.4	5日
-	専	講師	ヒラタ シンタロウ 平田 信太郎 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.5 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 講師 平成28.9	5日
-	専	講師	キムラ トモキ 木村 智樹 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 全身性疾患制御学※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 3通 5通 5-6	0.1 0.1 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 病院 講師 平成15.11	5日
-	専	講師	カメイ ナオスケ 亀井 直輔 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学Ⅱ※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 5通 5-6	0.1 0.6 10	1 1 1	広島大学 病院 未来医療セン ター 講師 平成21.4	5日
-	専	講師	ミヤキ シゲル 味八木 茂 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 未来医療セン ター 講師 平成23.3	5日
-	専	助教	カガヤ ミユキ 加賀谷 美幸 <平成30年4月>		博士(理学)		人体構造学Ⅰ※ 人体構造学Ⅱ※ 医学研究実習※	1後 2前 4後	0.8 0.9 10	1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 助教 平成24.4	5日
-	専	助教	サカモト ノブユキ 坂本 信之 <平成30年4月>		博士(理学)		人体構造学Ⅰ※ 人体構造学Ⅱ※ 医学研究実習※	1後 2前 4後	0.8 1 10	1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 助教 平成14.4	5日
-	専	助教	マツイ コウジ 松井 浩二 <平成30年4月>		学士(医学)		脳神経医学Ⅰ※ 人体構造学Ⅰ※ 人体構造学Ⅱ※ 医学研究実習※	1後 1後 2前 4後	0.4 0.8 1 10	1 1 1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 助教 昭和62.4	5日
-	専	助教	イトウ ヒカル 伊藤 日加瑠 <平成30年4月>		博士(医学)		人体構造学Ⅱ※ 医学研究実習※	2前 4後	0.8 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 助教 平成27.12	5日
-	専	助教	バトムンフ ブムデルゲル BATMUNKH BUMDELGER <平成30年4月>		博士(歯学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.2 10	1 1	広島大学 大学 院医歯薬保健学 研究科 助教 平成25.10	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	助教	ナカヤマ ヒサコ 中山 寿子 <平成30年4月>		博士(理学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.2 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成23.8	5日
-	専	助教	アサダ リエ 浅田 梨絵 <平成30年4月>		博士(医学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.2 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成28.3	5日
-	専	助教	ヤマモトヤ タケン 山本屋 武 <平成30年4月>		博士(医学)		組織細胞機能学※ 医学研究実習※	2通 4後	0.4 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	シラフジ トシヒコ 白藤 俊彦 <平成30年4月>		博士(医学)		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後	0.8 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成25.7	5日
-	専	助教	ヒデ イズミ 秀 和泉 <平成30年4月>		薬学博士		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後	0.7 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成5.3	5日
-	専	助教	サカモト ナオヤ 坂本 直也 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	4後 5通	10 0.6	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成21.9	5日
-	専	助教	クシタニ ケイ 櫛谷 桂 <平成30年4月>		博士(医学)		病因病態学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学	3前 4後 5通	0.8 10 0.6	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成20.4	5日
-	専	助教	オダ コウスケ 小田 康祐 <平成30年4月>		博士(医薬学)		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後	0.2 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成21.5	5日
-	専	助教	フクシ マサヤ 福士 雅也 <平成30年4月>		博士(医学)		生体反応学※ 医学研究実習※	2後 4後	0.2 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成24.4	5日
-	専	助教	オオヒサ マサユキ 大久 真幸 <平成30年4月>		博士(理学)		社会医学※ 医学研究実習※	4前 4後	0.7 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成26.6	5日
-	専	助教	スギヤマ アヤ 杉山 文 <平成30年4月>		博士(医学)		社会医学※ 医学研究実習※	4前 4後	0.8 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成28.1	5日
-	専	助教	カシマ サオリ 鹿嶋 小緒里 <平成30年4月>		博士(環境学)		社会医学※ 医学研究実習※ 専門教養・国際協力論	4前 4後 1後	0.9 10 0.7	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成22.4	5日
-	専	助教	ツチハシ ユウキ 土橋 西紀 <平成30年4月>		博士(医学)		社会医学※ 医学研究実習※ 専門教養・国際協力論	4前 4後 1後	1 10 0.7	1 1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	ムラタ カズヒロ 村田 和大 <平成30年4月>		修士(医科学)		社会医学※ 医学研究実習※	4前 4後	0.3 10	1 1	広島大学 大学院医歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	助教	カク ゲイ 郭 芸 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成23.4	5日
-	専	助教	コン ウェン シェン KONG WENG SHENG <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成27.7	5日
-	専	助教	オオノ ハルヤ 大野 晴也 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 2.4 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成25.7	5日
-	専	助教	ナガノ ヨント 永野 義人 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成24.7	5日
-	専	助教	ネヅ トモヒサ 柁津 智久 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成19.4	5日
-	専	助教	フチカミ マナブ 淵上 学 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学II※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	カラカワ シュウヘイ 唐川 修平 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成19.6	5日
-	専	助教	モチヅキ シンジ 望月 慎史 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成28.4	5日
-	専	助教	ワタダニ ユウスケ 渡谷 祐介 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成20.4	5日
-	専	助教	キノシタ ヤスユキ 木下 康之 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	ミツハラ タカフミ 光原 崇文 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成21.10	5日
-	専	助教	イシカワ マサカズ 石川 正和 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学II※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成25.5	5日
-	専	助教	ナカシマ ユウコ 中島 祐子 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	ナカマエ アツオ 中前 敦雄 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学II※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯薬保健学 研究科 助教 平成20.8	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	助教	タカハギ シュンスケ 高萩 俊輔 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成22.8	5日
-	専	助教	ヤナセ ユウキ 柳瀬 雄輝 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成21.5	5日
-	専	助教	ハヤシ テツタロウ 林 哲太郎 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成23.4	5日
-	専	助教	オガワ トモユキ 小川 知幸 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成24.9	5日
-	専	助教	ハマモト タカオ 濱本 隆夫 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習入門プログラム 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 4後 5通 5-6	1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成28.12	5日
-	専	助教	タニ チヒロ 谷 千尋 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅱ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	ヒラタ エイジ 平田 英司 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.3 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成24.10	5日
-	専	助教	ハラキ トシアキ 原 俊明 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成23.4	5日
-	専	助教	ヤスダ トシミチ 安田 季道 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 0.6 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成18.4	5日
-	専	助教	イシバシ ケン 石橋 堅 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御学Ⅰ※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.2 10 1.2 10	1 1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成28.3	5日
-	専	助教	オオタ コウヘイ 太田 浩平 <平成30年4月>		博士(医学)		全身性疾患制御学※ 医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	3通 4後 5通 5-6	0.1 10 1.2 10	1 1 1	広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成20.4	5日
-	専	助教	ハットリ ミノル 服部 稔 <平成30年4月>		博士(学術)		(研究指導)		-		広島大学 大学院歯歯薬保健学研究科 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	イナガキ マイコ 稲垣 舞子 <平成30年4月>		博士(理学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆放射線医学研究所 助教 平成21.2	5日
-	専	助教	ナガマチ アキコ 長町 安希子 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆放射線医学研究所 助教 平成22.8	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	助教	ホリコシ ヤスノリ 堀越 保則 <平成30年4月>		博士(生命科学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成25.8	5日
-	専	助教	ナカタ ユウイチロウ 中田 雄一郎 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成29.4	5日
-	専	助教	オオサワ リョウスケ 大澤 亮介 <平成30年4月>		博士(生命科学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成25.7	5日
-	専	助教	ノマ ケンスケ 野間 玄督 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成21.1	5日
-	専	助教	カナイ アキノリ 金井 昭教 <平成30年4月>		博士(生命科学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成24.6	5日
-	専	助教	ササタニ メグミ 笹谷 めぐみ <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成18.4	5日
-	専	助教	オオノ ヨシノリ 大野 芳典 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成21.4	5日
-	専	助教	タニモト ケイジ 谷本 圭司 <平成30年4月>		博士(歯学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成13.4	5日
-	専	助教	カワセ タカカズ 川瀬 孝和 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成26.8	5日
-	専	助教	エミ マナブ 恵美 学 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成20.11	5日
-	専	助教	ツタニ ヤスヒロ 津谷 康大 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※ 臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	4後 5通 5-6	10 0.6 10	1 1 1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	クボタ アキコ 久保田 明子 <平成30年4月>		修士(文学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成27.7	5日
-	専	助教	スギハラ サヤカ 杉原 清香 <平成30年4月>		博士(医学)		医学研究実習※	4後	10	1	広島大学 原爆 放射線医学研究 所 助教 平成19.4	5日
-	専	助教	ササキ ケンスケ 佐々木 健介 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 総合医療研究推 進センター 助教 平成24.4	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
-	専	助教	ミヤガワ ツヨシ 宮川 剛史 <平成30年4月>		博士(歯学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 総合医療研究推 進センター 助教 平成27.3	5日
-	専	助教	ウラベ ユウジ 卜部 祐司 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 未来医療セン ター 助教 平成24.4	5日
-	専	助教	オオヒラ マサヒロ 大平 真裕 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 未来医療セン ター 助教 平成21.4	5日
-	専	助教	カジカワ マサト 梶川 正人 <平成30年4月>		博士(医学)		臨床実習・臨床実践学 アドバンスト医学実習	5通 5-6	0.6 10	1 1	広島大学 病院 未来医療セン ター 助教 平成27.4	5日
-	専	助教	ツゲ マサタカ 柘植 雅貴 <平成30年4月>		博士(医学)		器官・システム病態制御 学I※	3通	0.1	1	広島大学 自然 科学研究支援開 発センター 助教 平成20.4	5日
-	専	助教	ノブキョ アサコ 信清 麻子 <平成30年4月>		医学士		(研究指導)		-		広島大学 自然 科学研究支援開 発センター 助教 平成16.4	5日
-	専	助教	カナワ マサミ 金輪 真佐美 <平成30年4月>		博士(歯学)		(研究指導)		-		広島大学 自然 科学研究支援開 発センター 助教 平成15.4	5日